

# 平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成31年2月8日（金）  
【開会】 9時30分  
【閉会】 12時29分  
【場所】 教育文化会館 第5会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美	教育長職務代理者 前田 博明
委員 小原 良	委員 中村 香
委員 高橋 美里	委員 岡田 弘

## 【出席職員】

教育次長 小椋 信也  
総務部長 野本 宏一  
総務部担当部長 杉本 眞智子  
教育環境整備推進室長 古内 久  
職員部長 小田桐 恵  
学校教育部長 市川 洋  
健康給食推進室長 金子 浩美  
生涯学習部長 前田 明信  
庶務課長 森 有作  
庶務課担当課長 瀬川 裕  
企画課長 田中 一平

総合教育センター総務室長 渡辺 英一  
教職員企画課長 猪俣 聡  
教職員企画課担当係長 外山 裕一  
庶務課経理係長 大島 崇  
教職員人事課担当課長 金子 清  
カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦  
健康給食推進室担当課長 北村 恵子

健康教育課指導主事 田中 理恵  
カリキュラムセンター指導主事 築部 めぐみ  
文化財課長 服部 隆博  
文化財課主任 岡崎 禎緒  
教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩  
教育改革推進担当指導主事 鈴木 政康  
庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉  
書記 茅根 真帆

【署名人】 教育長職務代理者 前田 博明 委員 小原 良

(9時30分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れ替えさせていただきますので、御了承願います。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期ですが、9時30分から12時00分までといたします。

## 3 会議録の承認

【渡邊教育長】

12月の定例会及び1月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思っておりますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それではそのようにいたします。

## 4 傍聴（傍聴者 9名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

## 5 非公開案件

**【渡邊教育長】**

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、これら案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、そのように決定いたします。

## 6 署名人

**【渡邊教育長】**

次に署名人でございますが、本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

前田委員と小原委員をお願いいたします。

## 7 請願審議

### 請願第1号 市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願について

**【渡邊教育長】**

それでは、順序を入れ替えさせていただきます、最初に請願審議に入ります。

「請願第1号 市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願について」でございます。これについて審議いたします。

まず、はじめに、請願者の方が陳述を希望されていらっしゃいますので、ここでお願いしたいと思います。請願者の方、お願いいたします。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

**【請願者】**

時間をとっていただきましてありがとうございます。市古と申します。

今回この請願を出すにあたってのきっかけですが、実は昨年、私たち「ゆきとどいた教育を進める会」として1万5,487名の請願を市議会文教委員会に出しました。私たち、もちろん傍聴はしたんですが、なかなかいい議論にはなりましたが、継続審議になってしまいました。その理由として、教育委員会当局の皆さんの努力はもちろん認めますが、資料の提出がやっぱり不十分だったのではないかと、もう少し調査、研究をして請願者の願意に応える資料を出してほしいということで、ぜひ教育委員会の皆さんにお伝えをしたいということがきっかけでございます。

慌てて資料をつくらせていただいたんですが、その資料の2ページ目から、私が今回その請願を提出した今回の理由ですね、理由を書いています。その1番目は、文教委員会に出された市教委の資料提供と説明が不十分だったと思ったからです。これは、議事録、既に公開されていますので、議員さんの議事録からちょっと指摘させていただきます。

まず、岩隈委員が次のように述べています。毎年毎年同じ審議をして、一番最初にお話しされた資料の説明なんか、まるっきり一言一句、ほとんど一緒だ。ちょっとこれ極限ですが、でも私、思うところ、同感する部分があります。

それから、給食費の公会計化に関しては、末永委員が、他都市の事例をしっかりと調査研究してほしいと、もう4割がやってるんだからやってほしいという要請が来ております。

それから山田委員からは、請願が35人以下っていうのが目的なんだからそれについてもっと明らかになる資料が欲しいと、議員さんから要望がありました。そしてさらに、35人やチームティーチングをやっているんだけどそれが一体どうなのか、その辺ちょっと現状を教えてほしいという要請もありました。

続けて、山田議員から、40人学級と35人以下学級でどれだけ違うのかという検証はあるのかという質問がありました。それに対して委員会の皆さんから、検証報告というのが毎年学校から出ると、それによるとこういうこうだという説明が口頭でありました。実はこれ、私も情報公開でもらってるんですが、研究報告書が全部の学校から1枚ずつ出てるんですね。これ詳しく読めばリアルにわかるわけです。ですから、これをぜひ本来、文教委員会の議員さんにもお示しすべきじゃないかなと思いました。

それから石田議員は、4年生以上の35人以上の学級編制を行ってるのはどんだけあるのか、数を教えてくれって言ったわけです。それに対して教育委員会さんが、具体的に口頭で3年何名、何年何名って言ったわけです。これも口頭じゃなくて、わかっていることですから、最初の資料として見ればこの質問の上に論議ができたはずだと思います。

それからさらに、当然予算に関わることは文教委員会ですから、52人にして、私たちが請願した独自で川崎が雇う、雇うというんですか、雇ったら幾らになるのかという質問、当然出ますよね。これに対して、教育委員の方はその場で計算機をはじいて、操作をして、2億9,000万円ですと答えたわけです。私たち傍聴していて、どうして2億9,000万円になるのかなとか、その計算式はどうなってるのかなとかわかんないわけです。やっぱりそれも当然委員会が持っているわけですから、それを示すべきだったんじゃないかなと思います。

さらに続けて、2番目の理由ですが、4ページ目になります。請願者の願意に対して市教委の説明が本当に向き合ってくれていたのかということです。

私たちは1ページ目の40号を出したわけですが、そこでは請願の趣旨として、なぜ独自に3年生を求めるかっていけば、勉強も難しくなるということがポイントです。それから、中1につ

いて求めた理由は、不登校が急増するから、ぜひ中学でやってほしいということを出してるわけです。それが願意です。

それに対して石田議員がそれを聞いたわけですが、教育委員会当局の方からは、中学校においてもやはり学校への慣れといった面で下から進んでいくものだと、この程度しか私たちの願意をくみ取ってもらえていないというのは非常にショックでした。文書にも書いているわけですから、ぜひ、なぜ中1なのかを読み取っていただきたかったということです。

ちょっと下を飛ばしまして、5ページ目に入ります。市教委の調査がやはり不足していたんじゃないかという思いです。

石田議員が、政令市移管、そのことによって前進した都市はあるのかと聞かれたわけですが、教育委員会当局は、最初は市移管のタイミングでさらなる拡大をした都市は寡聞にして聞いていないと答えたわけです。政令市に関しては、進んでいるところもあるが、静岡、浜松、大阪、堺、岡山、これは川崎と同じくくりだと言っているわけです。私たちはこれを聞いていて、あれと思いました。違うんじゃないかなということです。

その後、午後になりまして審議再開された時点で教育委員会からは訂正がありました。政令市移管によって仙台が進んだと、要するにゼロじゃなくて1だってことですね。ところが、この訂正はさらに続くんです。昨年12月の川崎市議会で質問をされた市教育委員会は、県費移管後に少人数学級を実施した政令都市は、本年7月に各市に聞き取り調査をした結果、仙台、千葉、新潟、堺、北九州、5個あるってことです。私たちはこれでも、ちょっと自慢するわけじゃありませんが、5月の時点で調査をして知っていました。ですから、6月の審議であれと思ったわけです。なぜ私たちが1万5,000人の市民の声を出して独自でもやってもらえないかっていうことに対して、その6月の調査をなぜしないのか、7月になって調査をしたのでは遅いわけですね。ですから、そこら辺も調査不足じゃないかなと痛感をいたしました。

そんなことで、私たち今考えていますのは、次の6ページ目に私たちが市教委の方からも情報をいただいて作った情報、こういうものがあれば文教委員会での議員さんの審議も具体的になったんじゃないかなという一例です。

まず、国への要望を出しているわけですから、川崎市も指定都市市長会への要望書や指定都市教育委員会協議会っていうんですか、の要望書を出しています、やっぱりこれを文書で示すべきではないかなと思うんです。

それから2番目は、質問に出ていた過大学級がどんだけあるのかということをやっぱり学校名も含めて出していただければよりリアルな審議ができたんじゃないかと思います。

それから、私たちは独自に少人数やってほしいって言ってるわけですから、あと政令市、他のは進んでるよと言ってるわけですから、それを調べていただいて、例えば正式に調べれば多分16になると思うんです。先ほど同じくくりだと言った静岡、浜松、岡山っていうのは、これはどう考えても違います。どう違うかっていうと、例えば静岡は、3年生以上はどの学年も少人数か少人数学級を選べるんです。要するに全部が、3年、4年、5年、全部そうになっているんです。ところが川崎は加配教員を1名か2名を使って、どこかの学年で少人数学級をやれば他もう人はいない、独自予算ないってことです。ですから、同じくくりではないということです。

そして、政令市移管後の少人数学級推進したところ、私たち、この時点では4つしか調べられませんでした。12月の市議会では市教委は5つと調べていただいたということで感謝いたしま

す。

あともう一つ、不登校の問題を私たちは少人数学級と絡めて提案をしてるわけです。ここに示した表は、中学校に入ると不登校の生徒が急増するというデータです。これも市教委の毎年行われている問題行動報告ですか、それから作成いたしました。28年度で見ると、前年6年生90人が270人になっている。さらに、この審議が終わった後、11月にこれ教育委員会でも報告された問題行動記録をデータを加えますと、29年度は124名だった6年生が中1になると347名になってる。これはやっぱり全然、不登校の問題は解決されてないってことですね。ぜひ、これを解決するのは川崎の教育委員会にとっても市民にとっても大きな問題で、そのためにあらゆる施策をとるべきだと思います。

よく児童支援コーディネーターを配置するんだと言いますが、それは小学校への配置であって。

**【渡邊教育長】**

そろそろ10分経ちますのでおまとめください。

**【請願者】**

はい。

ということで、私たちは今、市議会に、最後のページにつけました陳情を再度提出しております。その陳情の審議に当たってぜひ請願法に基づいて御努力をしていただきたいという願意で提出をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして事務局から説明をお願いいたします。

**【森庶務課長】**

それでは、「請願第1号 市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願について」、御説明いたします。

まず、今回、教育委員会へ提出された請願第1号に記載のあります議会へ提出された請願第40号について、御説明させていただきます。

資料1をごらんください。表題は、「請願第40号 教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」でございます。

その請願事項は、「1 国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう、国に要望すること。」、「2 当面、市独自で、小学校3年生と中学校1年生を35人以下学級にすること。」、「3 安全・安心で豊かな給食を実現するため、全ての小・中学校に栄養士を配置すること。」、「4 教員が子どもと向き合う時間を保障するため、給食費の徴収業務は、学校ではなく市が行うこと。」の4項目でございます。

次に、請願第40号の審査経過につきましては、以前、教育委員会会議においても御報告させ

ていただきましたが、平成30年2月23日に市議会へ提出され、3月16日の本会議において教育委員会を所管いたします文教委員会へ付託となり、6月15日に開催された文教委員会において審査され、継続審査と決しております。その後、11月8日に「新たな請願を提出するため」を理由に、取下げ願いが市議会に提出され、11月15日の文教委員会において取下げ承認され、12月13日の本会議において取下げが承認されました。

なお、12月17日付けで、新たに同様な趣旨の「陳情第139号 ゆきとどいた教育と安全安心な給食を求める陳情」が市議会へ提出され、文教委員会へ付託されておりますので、後日、審査されるものと考えております。

次に、請願法についてでございますが、1枚おめくりいただき、資料2をごらんください。請願法第5条には、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と規定されております。また、請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることから、政策決定や政策実施をする機関に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求める公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念であるが、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではなく（請願者による官公署に対する希望、意見、提言等の陳述に過ぎない。）、また、請願者に対し、当該官公署に請願の内容について審理を求め、あるいは、その採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。請願法5条は、「請願は、官公署において、誠実に処理しなければならない」と規定しているが、これは、官公署に対し、受理した請願について誠実に処理すべき旨の国法上の義務を課したものであり、官公署の事務処理上の行為規範を定めたものである。」とされております。

次に、地方自治法についてでございますが、第109条第1項には、議会における常任委員会の設置について、第2項には、常任委員会において請願等を審査する旨がそれぞれ規定されております。

以上のことから、事務局といたしましては、請願項目1の「市民が提出した請願で、教育委員会が所管する請願に対しては、誠実に処理すること」についてでございますが、請願第40号は議会へ提出された請願であり、「誠実に処理すること」につきましては、議会により処理されるものでございます。なお、その取扱いにつきましては、議会において「誠実に処理されたもの」と考えております。

次に、請願項目2の「請願項目に対する資料の収集と説明を誠実に進めること」についてでございますが、議会審議の際には、教育委員会の考えに基づき、国や他都市の動向を注視しながら、国の資料をもとに記載内容を更新し、誠実に資料の作成に努め、説明を行っているところでございます。

なお、資料3は、議会に提出された請願第40号を、資料4は、文教委員会へ提出いたしました資料を、それぞれ添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

それでは、御意見ですとか御質問等ございましたらお願いいたします。

特に御質問等はよろしいでしょうか。

特によろしいようでしたらば、これまでの説明等を踏まえて、請願の取扱いを決定してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

まず、今、事務局のほうから説明をいただきましたけれども、この請願項目の1につきましては、この請願項目1、「市民が提出した請願で、教育委員会が所管する請願に対しては、誠実に処理すること」、それがございますけれども、まず、請願40号は、議会に提出された請願でございます。誠実に処理することとございますが、これは議会が処理するものというふうに捉えられるというふうに思います。また、その取扱いにつきましては、議会において、誠実に処理されたものというふうに私どもも受けとめているというところでございます。

それから、請願項目の2でございますが、「請願項目に対する資料の収集と説明を、誠実に進めること」とございますけれども、これにつきましては、教育委員会の考えに基づいて、国や他都市の動向を注視しながら、国の資料をもとに、可能な限り具体的な資料を収集し、誠実に資料の作成に努め説明を行っているという説明がございました。これまでもこういうことでございますが、今後、この姿勢で必要な資料の収集とか説明を行っていくということは大変大事だというふうに思っております。

その上で、この請願の扱いでございますけれども、以上のようなことから考えますと、不採択といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、本請願につきましては、そのように決定させていただきますので、よろしく願いいたします。今後とも、願意に基づいて適切な取扱いを行ってまいりたいというふうに思います。

## 8 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

**【渡邊教育長】**

それでは、次に報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長をお願いいたします。

**【森庶務課長】**



「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名、高齢者叙勲及び死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が2名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましてはお手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲についてでございますが、一ノ倉光子先生におかれましては、昭和22年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立東大島小学校長として退職されるまでの44年余りの間、本市の教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校教育研究会において、学校給食研究会長などの要職を歴任され、また、川崎市立学校女性校長教頭会長、同副会長、川崎市立小学校長会会計監査を歴任され、女性校長の先駆者として学校教育の充実と発展に寄与されました。

次に、高齢者叙勲及び死亡叙位についてでございますが、中川昇先生におかれましては、昭和28年に本市において教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立川中島小学校長として退職されるまで、38年にわたり本市の教育の発展に御尽力いただきました。国語教育に造詣が深く、川崎市立小学校教育研究会国語研究会副会長として、国語学習における指導方法の改善と向上に力を尽くされました。また、指導講師としても活躍され、多くの優秀な教職員を育てるなど、本市の教育の発展に貢献なさいました。

なお、中川先生は、高齢者叙勲を受賞されました後に御逝去なされ、死亡叙位を受けていらっしゃいます。

次に、死亡叙位・叙勲についてでございますが、野口日出男先生におかれましては、昭和25年に教職の道を歩み始められ、平成4年に川崎市立向丘小学校長として退職されるまでの42年余りの間、本市の教育の発展に御尽力いただきました。高校野球で鍛えた心身を生かして、体育の教科学習や特別活動の研究を推進なさいました。また、神奈川県公立小学校長会幹事を務められ、本市のみならず神奈川県の教育にも寄与なさいました。

臼井洋先生におかれましては、昭和39年に教職の道を歩み始められ、平成14年に川崎市立東柿生小学校長として退職されるまで、38年にわたり本市の教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校教育研究会理科教育研究副会長の職において、川崎市の理科の水準を著しく向上させるとともに、指導講師としても活躍なさい、学校教育の充実と発展に寄与なさいました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきましては、以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か、御質問等ございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

## 報告事項 No. 2 教育委員学校視察の報告について

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.2、教育委員学校視察の報告について」でございます。

まず、お手元に事務局のほうで一覧を作成いたしました。日付順になっておりますが、この日付順に従いましてそれぞれの委員から報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、まず、11月22日の高津高校からお願いしたいと思いますが、こちらは高津高校の高校教育の授業視察ということでございまして、岡田委員をお願いいたします。

**【岡田委員】**

高校教育の本発表でございました。研究主題が、「主体的・対話的深い学びの視点に立った学習指導のあり方について」ということで、授業が公開されまして、その後、分科会、全体会という流れでございました。英語の授業を見させていただいたんですが、とてもいい授業内容でございまして、その後の分科会、全体会においても、指導主事等の非常に的確な御指摘と助言・指導がありまして、とてもいい会になったのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

**【渡邊教育長】**

ありがとうございました。

今日、それぞれ御視察されて発表される学校は全て研究推進校ということでございますね。

**【岡田委員】**

はい。

**【渡邊教育長】**

それでは、12月5日でございますが、東小倉小学校です。国語の授業視察につきまして、前田委員をお願いいたします。

**【前田教育長職務代理者】**

昨年、中間報告会にも参加して、今年度が本発表ということで行ってまいりました。研究主題は「進んで伝えよう、思いを受けとめよう、豊かにかかわり合おう ～一人ひとりが楽しく取り組む国語学習」ということでした。グランドデザインを見ると、生涯学習の視点からの資質能力の育成が考えられ、カリキュラムマネジメントがしっかりできていると感じました。学校全体で目指す子どもの姿が明確に示されていて、すばらしいなと思いました。副題の「一人ひとりが楽しく取り組む国語学習」については、子どもにとって魅力的な単元づくりを目指していました。全体協議の前に、6年生の児童2人が原稿なしで自分の言葉で研究授業を受けての感想を堂々と述べていた姿に研究の成果を見た気がしました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、次に12月5日ですが、苅宿小学校の外国語活動の授業視察につきまして、中村委員にお願いいたします。

#### 【中村委員】

私は、苅宿小学校の外国語活動を見させていただきました。授業を拝見して、外国語活動がよりよい学級、学校、社会づくりにつながると考えられましたので、その3点から申し上げたいと思います。

まず、学級についてです。英語だと日本語よりも褒めやすいようで、先生方が言葉やジェスチャーでたくさん褒めており、子どもたちの自信や安心感が育まれているようでした。子どもたちが目を輝かせ楽しそうに学んでいたことが、何よりうれしく思いました。外国語活動には専科教員を置く動きがあるようですが、担任が教えるからこそ子どもたちの学ぶ意欲を引き出す学級経営につながるものが今回とてもよくわかりました。

次に、学校についてです。外国語活動が導入されることに伴い、苅宿小学校では、年間授業計画を見直し、お昼に15分間の苅宿タイムという短時間学習を実施したり、職員室に外国語活動用の資料の戸棚をつくったりして、チーム学校として学び合ってきたそうです。石川校長先生は、今までのやり方をただ引き継ぐのではなく、子どもたちにどのような力をつけさせたいのかという狙いははっきりさせて、今までのやり方がすぐわなければ思い切ってやめることも取り入れてきたそうです。外国語活動を学校経営に生かしている点がすばらしいと思いました。

最後に、社会についてです。私が拝見した授業では、インド人やフィリピン人の話が出てきており、とてもよいと思いました。外国語活動を通して、異文化を尊重し多様性を生かすことができるような国際感覚を身につけた子どもたちが育つことを期待したいです。様々な偏見や差別がない社会を築くためには教育が大切であり、先生方が未来をつくる本当に大事な仕事をしてくださっていることに改めて感謝するとともに、先生方が働きやすい環境を整えることに努めなければならぬと思いました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

では、次に1月16日は3校ございますけれども、まず木月小学校の教育課題の授業視察につきまして、岡田委員にお願いいたします。

#### 【岡田委員】

木月小学校の中間報告でございました。テーマは「自ら学び、考え、行動する子を目指して」ということで、生活科、図画工作科、特別活動、それから社会科の授業の公開がございまして、その後、研究協議ということでグループ協議が行われまして、このグループ協議がとても先生方の活発な意見並びに当日参加された川崎の先生方との交流が非常にいい内容で、これは教員の資質向上にとっても役立つ内容だなというふうに思いました。その後、早稲田大学の小林教授のほうからの指導、助言がございまして、これも一人ひとりの生徒をピックアップしながら、この子のこの場面での先生のこの対応はというふうな理論的な裏づけとかスキル等も示されまして、これもとてもいい研修会になって、私自身もとても勉強になる会でございました。

以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

次に、野川小学校の同じく教育課題でございますが、この授業視察について、高橋委員にお願いいたします。

#### 【高橋委員】

野川小学校では、研究テーマが「自ら学び、ともに学びをつくり出す子どもを目指して」、副題が「何ができるようになるか、どのように学ぶか」ということで研究をされているそうです。

まず、私、はじめて先生方の研究の場を拝見させていただき、非常に先生方が熱心に授業研究されているということがよくわかり、保護者として感動いたしました。研究指定校である野川小の通年を通しての取組、それから報告会のきめ細かい準備はもちろん、他校から来校されている先生方も非常に熱心に子どもたちの発言に耳を傾けながら授業を観察している様子でした。

どの学年も非常に落ちついて授業が行われていました。大勢の先生が参加しているという特別な状況なわけですが、子どもたちがいい意味で普段どおりの自然体な形で授業を受けているなどというふうに感じました。これは、野川小の先生方がいつも心がけていらっしゃる、安心できる環境づくりというところがうまく機能しているんじゃないかなというふうに思いました。

2年生から6年生の授業を見させていただいたんですが、特に3年生から6年生の授業では、教科は違うのですが全ての授業でグループでの話し合いがされていました。その様子がとても自然体で、学校全体として話し合い活動が当たり前、特別ではなくて当たりの活動になっていると、子どもたちの中に定着しているんだなということを感じることができました。

また、話し合いもただ自分の考えを言い合うというのではなくて、子ども同士が言葉のやりとり、キャッチボールをするような話し合いになっていて、これが野川小が大事にされている学び合いのスタイルなんだなというふうに強く感じました。

公開授業の後の全体会では、シンポジウム形式で指導者の白井先生と若手の先生のお話をお聞

きしたんですけれど、聞く、つなぐ、戻すという視点を意識して先生方が日々授業に取り組まれているということがよくわかりました。その若手の先生方の全体会での発言も非常にしっかりしていて、川崎の先生方が頑張っているということがわかってうれしくなりました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、次に千代ヶ丘小学校、道徳でございますけども、この授業視察について、前田委員にお願いいたします。

#### 【前田教育長職務代理者】

29年度に道徳の教科書採択をしていましたので、実際、小学校の現場でどのように考え議論する道徳の授業が行われているかということに関心があって伺いました。本発表ということでしたが、校長先生のお話から、研究推進校を受ける前の平成28年度から研究に取り組んでいるので3年間の研究のまとめになるというようなことでした。

研究テーマは「伝え合い、認め合い、育ち合う千代ヶ丘の子」、「自分を見つめ、豊かにかかわる力を育む道徳教育」ということでした。

公開授業は1年から6年、それから個別級まで、それぞれ1クラスずつ公開されていました。分科会は、低、中、高、個別級の4部会、それぞれに助言者がついて行われました。私は4年・5年・6年の授業を見ましたが、役割演技ですとか、小グループの話し合いを1時間の中で3回させるなど、考え議論する道徳になってすばらしいなというふうに思ってきました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、次に1月17日ですが、こちらも3つございまして、はじめに、玉川中学校の教育課題の授業視察ということで、小原委員にお願いいたします。

#### 【小原委員】

玉川中学校ですけれども、まだ中間報告ですが、教育課題について研究をしているということで視察に行っていました。内容としては、支援教育という形で考えているようですが、その支援教育の中にもともと玉川中学校でやっていた学び合いという、3人、4人ぐらいのグループをつかって授業の中で考えていくというような学び合いをしてるんですけども、そこを使って支援をしていこうという形です。ただ、ここで言われているのは特別支援ではなく支援教育ということで、様々な課題を持った子どもたちを支援していくというような幅広い感覚で捉えているようです。

3つの支援の形を持っていて、共通する対応ということで、一次の支援として、学習環境の整備や、先ほど言った学び合い、共生・共育プログラムなどを使っていて、その上によりきめ細やかな対応の二次支援、専門的対応の三次支援という形をとって考えているようです。

私は、中間報告だったので、最初の一次支援のときの学び合いの授業を見させていただきました。数学の授業と英語の授業を見せていただいたんですけども、数学の授業の中では、子どもたちが自分たちの考えの中で、グループの中ですけれども、自分たちの考えで様々な課題というか問題点を提起をしてきます。それに対して周りのグループがどうであろうというような判断をして、また、そこに対して新しい疑問とか否定するための証明とかっていう形で答えを出していくという感じの授業だったんですけども、授業自体がやはりグループの学習を主体にしてる形になってしまうので時間的に難しい、足りなくなるような可能性もあるんですけども、基本的には子どもたちが自分たちで考えて自分たちの方向性を見出して答えを出していくというような授業ができていて、大変見ていて楽しい授業となっていたようです。

学校の教員の中では、教室の環境に着目したグループと、それと人間関係づくりに着目してるグループが教員の中であって、共生・共育の授業ではきちんとコミュニケーションがとれているのに、それがなぜか普通の授業の中ではなかなかコミュニケーションがとれない子がいるっていうところがあったりする、そういう課題を学び合いの中で一次的な支援として解決していく方法を見出しているような状況です。授業の仕方がとてもおもしろいんですけども、今後こういう形で一次的な、最初にコミュニケーションがちょっと苦手な子をどういうふうに取り込んでいくか非常に大事なところだと思うので、今後の研究に期待しております。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、宮前平中学校の国語の授業視察について、前田委員にお願いいたします。

#### 【前田教育長職務代理者】

ここも中間報告と、1年次ということでした。中学校の国語であることと、研究主任が私の教え子ということもあって、中間報告会に行ってきました。

研究主題は「国語を正確に用いて適切に表現する能力を育成する授業の工夫」ということで、日本教育新聞を見たということで山梨県の都留市の主任指導主事の方が来られていました。それで、最後に校長室に寄られて、宮前平中は1,160人、各学年10クラスという大規模校だが、大変落ちついた環境で生徒が授業をしていてびっくりしましたと、大変国語の授業公開というのは少ないので大変勉強になりましたと。それから、6、7名の付箋を使ったグループ協議で、全体で模造紙を使って発表して共有してた、その中にも自分も加わって大変若い先生方が積極的に発言していてそれもびっくりしました、というようなことを言って帰られました。

特に私が印象に残ったのは、1年と2年の2クラスだけの公開授業だったんですが、その2年生の2年目の清水なつみ先生の授業が、2年目だということだったんですが、とても素晴らしいなと思って帰ってきました。特設単元で、相手の考えを尊重して発言するという話す・聞くの学習に取り組んでいました。2年生の後期になり、委員会活動や部活動など学校の中心となって活動する生徒がいるので、その時期にリーダーにとって最も大切な力は何かという身近なテーマでの話し合いを通して、どのようにしたら建設的な話し合いができるのかを考えさせたいというこ

とで特設単元を組んだということでした。

今日の話合いがどのようなものだったのかをグループで振り返り、50インチテレビを使って振り返った内容をクラス全体で共有するところがとてもよかったと思います。話し合いで終わったのではなくて、話し合いの振り返りを入れていたところが大変すばらしいなと思って帰ってきました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、王禅寺中央中学校で行われました王禅寺中央小学校と真福寺小学校、虹ヶ丘小学校の合同でのキャリア在り方生き方教育ということで、この授業視察について、高橋委員、お願いいたします。

#### 【高橋委員】

研究テーマは「小・中の連携で取り組むキャリア在り方生き方教育の実践と研究」でした。視察したのは、王禅寺中央中学校の1、2年生と、中学校区にある王禅寺中央小、真福寺小、虹ヶ丘小の3校の6年生との合同の合唱練習でした。

まず驚いたのは、王禅寺中央中学校の合唱のレベルの高さです。なかなか中学生というと合唱にあまり真面目に取り組まないというちょっと先入観があったんですが、非常に歌う姿勢もすばらしく、変声期の男子学生たちの声もすごく澄んでいて、音程も安定していて、まずその中学生の安定した合唱のレベルというものに驚きました。

最初は、小学生たち、特に別の敷地から来た真福寺小と虹ヶ丘小の子どもたちがとても緊張している感じが見てもわかって、ちょっとどうなのかなというふうに見てたんですけど、中学生の歌う姿を見たり、中学生と一緒に歌っていくにつれて、小学生の歌う姿勢がどんどん前のめりになって目がちょっと大きく開いていくような感じがもう見てとれたのにびっくりしました。

例えば、合唱曲が「翼をください」だったんですが、サビ前のクレッシェンドの部分がなかなか小学生は表現することができなかったんですが、その中学生の女子のちょっと見本をやったのを聴いたら、じゃあやってみようって先生が指導されたらもうすぐに、もう明らかに同じ人たちが歌ってるのかなっていうくらい違いがわかるような合唱を聞かせてくれて、中学生、生きたモデルがいるということの影響の強さみたいなものを改めて感じることができました。

中学生も、自分たちが小学生のお手本というかモデルになっているというそういう意識のためか、歌う姿勢や発言もすばらしくて、特に先生から小学生に何かアドバイスありますかというように授業の後半に求められたんですが、普段、中学生が先生に言われていること、それを実践していることを小学生にアドバイスをしていて、例えば、音程は表情で調節する、目を見開くと音程がちょっと上がる、なので声が出ないときはちょっと顔をこういうふうにするよという話とか、伸ばす音が途中で切れちゃうから一つのフレーズを意識して最後まで音を伸ばすよといった、すごい専門的というか、先生が本当にそういうことを言ってるんだなということ自分の言葉で小学生に伝えている姿にびっくりしました。

授業が進むにつれて、小学生と中学生の一体感がすごく生まれて、最後の合唱が本当に感動的

で、ちょっと私も感極まってしまって、多分ほかの見ていた皆さんも本当に包まれるような合唱を聞いたんじゃないかなと思います。授業そのものも、もちろんその1時間もすばらしかったんですが、その授業を成立させるためには、担当の先生が各小学校に行ったり、もちろん中学生が小学生を引っ張る合唱のレベルがあつたりと、そういう準備がたくさんあつたんだろうなというふうに強く感じました。

中学生にとっては自分たちが小学生のモデルとして頑張る気持ち、小学生にとっては中学校の進学への心構えとか、自分たちが中学生になる、こういう中学生になりたいというそういう憧れの気持ちが育つ非常にすばらしい取組だというふうに感じました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは、1月23日になりますが、小倉小学校で行われました南加瀬中学校と合同の外国語活動、英語の授業視察ということですが、続けて高橋委員にお願いいたします。

#### 【高橋委員】

研究テーマは「ESD 主体的にかかわり合う力を育てるために」でした。今回は3年生から6年生の英語の授業を参観しました。どの授業も子どもたちが笑顔で一緒に楽しく活動していた姿が印象的でした。

どの授業も子どもたちが取り組みやすいように教材が大変工夫されていました。3年生の「What are you?」という授業では、画用紙に小窓があいているんですが、小窓がどんどんめくると窓が大きくなっていくというような仕組みになって、そこに動物の絵を挟んで子どもが、出題者がそれを持っていて、質問者が「What are you?」っていうふうに質問するんですけど、そのクイズを出す仕掛け、その楽しい仕掛けに子どもたちが自然と英語が出るというような姿が見られました。

5年生の授業は、文房具カードを使って、友達のお勧めの文房具セットをつかって英語で紹介するっていうような授業だったんですが、やっぱりそういう物があることで子どもたちが、事前にいろいろ難しい単語を覚えているわけですけど、物があることでそれが出てくるのかなというふうに感じました。

それから、やっぱり英語の授業なので、いつもの授業と違って先生たちもテンションをすごく常に明るく保っているっていうところが非常に印象的でした。正直、英語が得意じゃないだろうなという先生もいらっしゃったようには思うんですけど、でも英語で指示を出したり英語で授業を進めたりしていくっていうことに、もうある意味チャレンジしているそういう先生方の一生懸命な姿が、子どもたちにとっては英語を学んでいく上での生きた教材として映っているのではないかなというふうに強く感じました。

ただ、ちょっと心配なのは、その英語をやっていくっていうことに、教材の工夫ですとか、他の授業とまた別のテンションでやっていくっていうところで、先生方の負担がやっぱりちょっと大きくなっていくふうには感じたところがあります。

研究授業の後の全体会で、玉川大の工藤先生からの確な、いろいろ具体的なお話をたくさんい



ただきまして、参加された先生方にも非常に、私も目からうろこみたいなお話もあったんですが、参加された先生方も非常に有意義な時間を過ごされたのではないかなというふうに感じました。以上です。

**【渡邊教育長】**

ありがとうございました。

それぞれ御報告いただきまして、ありがとうございました。大変丁寧に授業を視察していただきまして、詳しくお話しいただきました。特に、今いただいた御報告、学校の先生方が聞かれたらさぞかし喜ばれて勇気づけられるんじゃないかなというふうに思いましたので、また、いただいたコメントなど学校のほうにお返しして、これからも引き続き頑張って取り組んでいただくようにお伝えしたいと思います。どうもありがとうございました。

**【高橋庶務課調査・委員会担当係長】**

資料にちょっと間違いがありまして、日付なんですけど、1枚目の下3つ、「平成30年」となっているんですけども、「31年」の間違いです。あと、2枚目の4つなんですけど、またそれも「平成30年」となってるんですけど、「平成31年」の間違いなので訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

**【渡邊教育長】**

わかりました。今、お話ありましたように、日付が誤っていたものがありますので、訂正をよろしく願いいたします。

それでは、進めてよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**報告事項 No. 3 平成31年度予算（案）の概要及び重点施策について**

**【渡邊教育長】**

それでは、次に「報告事項No.3 平成31年度予算（案）の概要及び重点施策について」ということでございます。説明を庶務課長をお願いいたします。

**【森庶務課長】**

それでは、報告事項No.3、「平成31年度教育費予算（案）の概要及び重点施策」につきまして、御説明申し上げます。

平成31年度川崎市予算（案）につきましては、今月4日の市長記者会見で公表され、12日から始まります平成31年第1回市議会定例会で審議が行われるところでございます。

それでは、お手元にお配りいたしました、「平成31年度教育費予算（案）概要・重点施策」の

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。

平成31年度の川崎市の全会計予算の総額は、円グラフの中央にございますように、1兆4,608億3,751万円、前年度比較では152億3,730万5,000円、1.1%の増となっております。

そのうち一般会計は7,590億6,628万3,000円、前年度比較では224億3,810万5,000円、3.0%の増となっております。そのうち教育費につきましては、下にお示ししてございますとおり、1,101億1,793万3,000円で、一般会計における構成比は14.5%、前年度と比較して、7億7,740万1,000円、0.7%の減となっております。

なお、特別会計及び企業会計の予算額につきましては、それぞれグラフにお示ししたとおりでございます。

右側2ページにまいりまして、上段の表には、ただいま御説明いたしました1ページの円グラフに対応する各会計の歳出予算額の対前年度比較表を、中段には、一般会計と教育費の対前年度比較表を、また、下段には一般会計及び教育費予算の年度別の状況をお示ししておりますので、後ほど御参照願います。

次に、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。第2表は、「平成31年度教育費予算(案)」を目的別に分類したものでございます。主な事業の増減につきましては、右側の4ページにお示ししてございますので、あわせて御参照願います。

はじめに、「学校教育関係経費」でございますが、こちらはグラフ右下の枠内にございますように、教育総務費、各学校費、各学校施設整備費などの学校教育関係の経費でございまして、予算額は、738億8,307万1,000円、教育費における構成比は、67.1%でございます。

主な内容といたしましては、4ページでは、上段に米印をつけておりますが、「学校ふるさと応援寄附金事業費」におきまして、学校を指定して寄附できる制度を新設したほか、「法律相談弁護士配置事業費」、「教職員事務支援員配置事業費」、「部活動指導員事業費」及び「学校留守番電話装置購入費」において、教職員の働き方改革を推進していくとともに、学校施設長期保全計画推進事業費をはじめ施設整備費を一定程度確保しているものの、中段のアスタリスクを付しておりますが、小杉駅周辺地区学校新設事業費や下小田中小学校校舎等増築事業費において、工事の完了があったことから、合計では前年度比5億6,742万1,000円、0.8%の減となっております。

次に、「社会教育関係経費」でございますが、こちらは社会教育費でございまして、予算額は32億150万7,000円、構成比は2.9%で、「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業費」において、公有地化及び活用を推進することなどにより、前年度比では、4億470万3,000円、14.5%の増となっております。

次に、「その他経費」は、グラフ左上の枠内にございますとおり、教育委員会費と事務局費でございまして、予算額は330億3,335万5,000円、構成比は30.0%で、義務標準法に基づく教員定数の増があるものの、退職手当の減により、前年度比6億1,468万3,000円、1.8%の減となっております。

次に、1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。第3表は、「平成31年度教育費予算(案)」を性質別に分類したものでございます。

まず、「職員給与費」につきましては、先ほども申し上げましたとおり、義務標準法に基づく教員定数の増があるものの、退職手当の減により0.9%の減となっております。

次に、「一般経費」につきましては、「情報教育ネットワーク事業費」や小学校の「指導教材購入事業費」の増などにより、4.3%の増となっております。

最後に、「投資的経費」は、「学校施設長期保全計画推進事業費」や「学校トイレ環境整備事業費」、「橘樹官衙遺跡群保存整備事業費」において大幅な増となっているものの、小杉小学校の新設や下小田中小学校の増築工事の完了による事業費の減により、3.0%の減となっております。

次に、1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。ここでは、学校運営費につきまして、上段では、校種別の対前年度比較を、下段では、主な増減理由をお示ししてございますので、後ほど御参照願います。

「平成31年度教育費予算（案）の概要」につきましては、以上でございます。

続きまして、平成31年度の「教育委員会予算（案）主要施策」につきましては、御説明させていただきます。

資料8ページをごらんください。こちらは、平成31年度の教育費予算（案）を「かわさき教育プラン 第2期実施計画」の基本政策や施策に沿って分類したものでございます。主な予算内容等につきましては、次の9ページから18ページまでにかけて記載してございますので、本日は新規又は拡充事業を中心に御説明させていただきたいと存じます。

それでは、1枚おめくりいただき、9ページをごらん願います。項番1の「キャリア在り方生き方教育の推進」でございますが、将来に向けた社会的自立の基盤となる能力や、態度、共生・協働の精神などを育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で効果的に実践してまいります。

次に、項番2の「確かな学力の育成」でございますが、③の「英語教育推進事業」では、小学校英語強化教員を15名配置するほか、外国語指導助手（ALT）を91名から101名に増員して配置してまいります。

右側10ページにまいりまして、項番3、「豊かな心の育成」でございますが、②の「読書のまち・かわさき推進事業」では、児童が読書や学習でいつでも学校図書館を活用できるよう、市内小学校に学校司書を28校から35校に拡充して配置してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、11ページをごらんください。項番4の「健やかな心身の育成」でございますが、③の「健康給食推進事業」では、川崎らしい特色ある『健康給食』の取組を推進するとともに、小中9年間にわたる体系的、計画的な食育の推進などを実施してまいります。

右側12ページにまいりまして、項番7の「共生社会の形成に向けた支援教育の推進」でございますが、①の「特別支援教育推進事業」では、個々の医療的ケアの状況に応じた看護師の学校訪問や看護介助員の配置など、ニーズに応じた支援を推進してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、13ページをごらんください。下段の項番9、「安全安心で快適な教育環境の整備」でございますが、①の「学校施設長期保全計画推進事業」では、同計画に基づき、改修による再生整備を実施してまいります。

また、右側14ページにまいりまして、上段の②「学校施設環境改善事業」では、学校トイレの環境整備を実施し、34年度までに全市立学校のトイレの快適化を実施してまいります。

次に、項番10の「児童生徒増加への対応」でございますが、児童生徒の増加に的確に対応す

るため、東小倉小学校などにつきましては、必要な増築工事などを行ってまいります。

次に項番11の「学校運営体制の再構築」でございますが、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、法律相談弁護士の新規配置や、教職員事務支援員、部活動指導員の配置拡充、学校への留守番電話の整備などを進めてまいります。また、学校を指定して寄附することができる、「学校ふるさと応援寄附金」を新設いたします。

続きまして1枚おめくりいただき、15ページをごらんください。項番12の「学校運営の自主性、自律性の向上」でございますが、①の「地域等による学校運営への参加促進事業」では、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを15校に拡充して、運営支援を行ってまいります。

次に、項番13の「教職員の資質向上」でございますが、①の「教職員研修事業」では、子どもたちとともに学び続ける教員であるために、川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた教職員研修を計画・実施することで、教員としての資質向上を図ってまいります。

右側16ページにまいりまして、項番15の「地域における教育活動の推進」でございますが、②の「地域の寺子屋事業」では、シニア世代の知識と経験を生かして、地域ぐるみで児童生徒の学習や体験をサポートする「地域の寺子屋」を現在の47カ所から98カ所に拡充し、地域の実情に応じて随時開講してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、17ページをごらんください。項番17の「生涯学習環境の整備」でございますが、①の「生涯学習施設の環境整備事業」では、既存施設（労働会館）を生かした、「(仮称)川崎市民館・労働会館」の整備に向けた基本計画の策定や、地域の身近な市民活動拠点として、学校施設の更なる有効活用の促進、鷺沼駅前地区再開発に伴う市民館・図書館の移転に向けた基本計画の策定を行います。

最後に、右側18ページにまいりまして、項番18の「文化財の保護・活用の推進」でございますが、②の「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」では、橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく史跡整備を推進してまいります。

なお、参考までに、「平成31年度川崎市予算(案)について」をお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

報告事項No.3の説明につきましては、以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

小原委員、どうぞ。

#### 【小原委員】

教えていただきたいのは、「学校ふるさと応援寄附金」事業というのはどういう内容のものなのかというのを、まず教えていただけますか。

#### 【渡邊教育長】

では、お願いします。

**【大島庶務課経理係長】**

今までも教育委員会事務局で受けております「ふるさと寄附金」、これはいわゆる「ふるさと納税」でございまして、こちらのメニューとして、学校教育の充実というものと、学校施設の整備充実といった形で、2つのメニューを用意していたのですが、この学校に使いたいなというところまでを指定することができなかったということがございまして、そういった御意見などもございましたので、それを反映するために、この学校で使ってほしいといった形の希望をいただいた際に、その学校で活用いただけるようにということで、今回新設をしたいと考えたものでございます。

実際には、御寄附いただいたものでどういったものを使ってほしいという御意向まではいただくものの、実際の使い道については、学校にお任せをいただきたいなというものではございますが、備品の購入であったり、あとはちょっとした整備の工事、修繕みたいな、そういったものに活用させていただければというふうに考えているものでございます。

**【小原委員】**

特定の学校にということができるという反面、例えば、じゃあ、何々区の学校全部という寄附の仕方もできるというような感じで。

**【大島庶務課経理係長】**

可能にしたいなとは思っております。

**【小原委員】**

もう一つあるのは、この寄附金自体が、教育費にプラスをされていくのかどうかということですね。その辺はどうでしょうか。

**【大島庶務課経理係長】**

予算の制度上、歳入予算として今回100万円を計上するとともに、歳出予算にも100万円を計上するという形をとってございます。ですが、当初から歳出予算としての100万円については、使途を明確にしないという形を全庁的にも調整をさせていただきまして、したがって、寄附をいただいた分だけ使わせていただくという形で今回調整をして、なんとか予算措置という形にさせていただいたというところがございますので、あくまで寄附がない限り使うことができないという形の約束をした上での予算にはなりますが、寄附をいただいた場合にはその分、予算上はあくまでも計上は既にされてしまっているものではありませんが、本来想定をしていなかった形のプラスアルファとして使えるような形ということで御理解いただいて大丈夫かなというところで、それで通したいなと思っているところでございます。

**【小原委員】**

そうすると、教育費が増えていくという考え方では大丈夫なんですか。

**【大島庶務課経理係長】**

一応ですね、既にお示ししたこの金額の中には、歳出予算として100万円が既に溶け込んでしまっておりますので、この金額自体が増えるというふうに理解されてしまうと、少し誤解が出てしまうのですが、あくまでもその100万円については、もともとは使わない前提にはなるので、いただいた分だけ使えるようになるということになるので、制度的には、教育費予算が増えるとはどうしても言えないところはあるのですが、委員の御理解で間違いはないと思っていただいてという形で、なるべく作りたかったということがございます。歯切れの悪い言い方になってしましますが。

**【小原委員】**

教育予算が、例えば、費用が増えていくということに関してであれば、歓迎できる形であろうとは思っておりますけれども、そういった形で使える形になっていってくればいいかなと。また、例えばこれを機に、この寄附というものが増えていくという方向だってないとは言い切れないので、どんどん増えていったときにどう対応していくか。

例えば、これが今、31年度が100万円でしたっけ。100万円を今度は超えるような寄附がどこで出てくるかわからないですけれども、あった場合にはどう対応していくかということ、その辺はどうなんですか。

**【大島庶務課経理係長】**

31年度につきましては、新設をして初めての年度ということにもなりますので、しっかりと周知をしていく中で、どのくらいの寄附がいただけるのかなというところも、正直手探りなところもございますが、歳入予算につきましては、例えばプラスもう100万円、トータルで200万円いただけたといった場合に、どのように活用するかというところで、場合によっては補正予算を御相談させていただく場合もあれば、ある程度、決算の中でも少し御説明いたしました、いわゆる不用という形で、出たものの中で少しやり繰りができるのであれば、少し上乗せをさせていただくなども、関係局と調整をしながらになります。ある程度実績が見えてくれば、さらに32年度の予算についてはもう少し上乗せした形でできないかということについては、引き続き調整をさせていただく形かなというところでは考えているところでございます。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

それともう一つ、「夢教育21」が下がってきているんですけども、これはどういう理由で。

**【大島庶務課経理係長】**

内容的に何か削減してということではないのですけれども、効率的にずっと執行できる部分が、今までやってきた事業の中で見えてきたということもありましたので、予算自体としては少し少なめにはなったんですけども、事業自体が縮減するというものでは決してございませんということになっております。

**【小原委員】**

各学校で、いろんな考え方で、独自で夢教育の予算を使ってやっていくということがありますので、この枠があまり小さくなるということはあまり望まれる話ではないので、少しそのところは気を使っていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

**【渡邊教育長】**

他の委員さん、いかがですか。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

15ページの教職員の資質向上というところで、額は小さいんですが、教職員研修事業と、教育研究団体補助事業の金額が減っているように見えるんですけど、これはどうして減ってしまっているのかということをお教えください。

**【大島庶務課経理係長】**

①の教職員研修事業でございますが、基本的な事業としては、ほぼ同じような部分があるのですが、この中で、「輝け☆明日の先生養成事業」ということで進めてきたものがございまして、そちらについては、事業の執行の仕方を少し見直してみようということがございまして、経費の縮減に努めるという形で進めていっているところがございまして、その分で減となっているというものでございます。

それから、③の教育研究団体補助につきましては、各種いろいろな補助を出している中で、その年度その年度で必要なものが少しずつ変わってきているところがございまして、そういうものを補助する中でできなくなる事業があるといったことではなく、同じだけのものはできるようにしているのですけれども、実際にはこのくらいの額に減っても問題なくできそうだという中でこうした金額を御提示しているところでございます。

**【高橋委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

それではいかがでしょうか。

特によろしいですか。

前田委員、よろしいですかね。

それでは、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

#### 報告事項 No. 4 平成30年第4回市議会定例会について

##### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 4 平成30年第4回市議会定例会について」でございます。説明を、総務部長にお願いいたします。

##### 【野本総務部長】

それでは、「報告事項No. 4 平成30年第4回市議会定例会について」御報告させていただきます。

今回の第4回市議会定例会は、11月26日から12月19日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明のほうをさせていただきます。

はじめに、資料の(1)平成30年第4回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第168号「川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第175号「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、議案第176号「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、議案第177号「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の4議案でございまして、それぞれ、12月7日に開催されました文教委員会におきまして、審査が行われたところでございます。

議案第168号につきましては、中部学校給食センターの位置の表示を変更するため、この条例を制定するものでございまして、審査の状況でございますが、「過去の事務上のミスを修正する必要があり、中部学校給食センターの位置の表示を変更するため条例を一部改正するものであるが、委員会における提出予定議案の説明時に詳しい理由を明示するべきことに対する見解」についての御質問をいただきまして、「文教委員会委員には、議案の審査前に、条例を一部改正する詳しい理由について説明を行うべきと考え、委員会における提出予定議案の説明の後、個別に詳しい説明を行ったが、指摘については真摯に受けとめ、今後は適切な対応を行っていく」ことを答弁いたしました。

意見といたしましては、「当該議案の審査前の委員会における提出予定議案の説明時又は審査当日の補足説明時に条例を一部改正する詳しい理由についての資料の提出があつてしかるべきと考え、今後は適切な対応を行ってほしい」ことの御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、議案第175号、第176号及び第177号につきましては、南部、中部及び北部学校給食センターのサービス購入料について、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございまして、採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページにまいりまして、資料の(2)平成30年第4回市議



会定例会の答弁についてでございます。まず、①代表質問でございますが、今回は12月5日、6日の2日間で行われ、全会派から御質問がございました。

主な内容といたしましては、川崎市教育文化会館の機能移転に関するもの、LINEを活用したいじめ相談に関するもの、主権者教育に関するもの、学校へのエアコン設置に関するものなどがございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の4ページから19ページまでにまとめてございますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

3ページにお戻りいただきまして、②一般質問でございますが、今回は12月14日及び17日から19日までの4日間で行われ、質問議員53名のうち、23名の議員から26項目の御質問をいただきました。

主な内容といたしましては、通学路等の安全対策に関するもの、学校のトイレ洋式化に関するもの、市立学校の居場所づくりに関するもの、教育委員会の不祥事に関するものなどがございました。こちらも具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の20ページから48ページまでにまとめてございますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

以上で、平成30年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か、御質問等ございましたらお願いします。  
中村委員、どうぞ。

#### 【中村委員】

「特別支援学校の高等部への進学について」ということを聞かれていますけれども、その後どうなったのでしょうか。

#### 【野本総務部長】

46ページの御質問かと思えます。

こちらの関係につきましては、当該請求につきましては御納得していただいて、肢体不自由教育部門を設置しております養護学校を志願して、進路先のほうが決定していると所管のほうからは報告をいただいているところでございます。

また、今後、障害のある生徒の進学先の決定につきましては、入学選抜の内容や教育課程の内容などが保護者に適切に周知されるよう努めていきたいというような形で考えているということございまして、また中学校に対しましても説明の機会を増やすとともに、先生方への伝え方についても工夫をしていきたいということで、担当します所管部署からはそういった報告をいただいているところでございます。

#### 【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

**報告事項 No. 5 市議会請願・陳情審査状況について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No. 5 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。説明を引き続き、総務部長にお願いいたします。

**【野本総務部長】**

それでは、続きまして、「報告事項No. 5 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告を申し上げます。今回は、前回御報告いたしました、平成30年11月13日開催の教育委員会定例会以降に提出、審査されました、請願、陳情につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料、「平成30年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の5ページをごらんいただきたいと存じます。

はじめに、陳情第125号「道路遊びの危険性の周知徹底を求める陳情」でございますが、「教育委員会及び各学校長は、今一度国の通達の周知徹底を図り、道路ではなく安全な場所で遊ぶよう児童に指導すること」などを求めるものでございまして、去る12月7日に文教委員会において、審査が行われました。文教委員会におきましては、本陳情に対する教育委員会の考え方として、「従来より、市内で重大な交通事故が発生した場合や児童生徒の道路遊び等で学校に知らせる必要がある場合に、児童生徒指導連絡会議等において、小学校の児童支援コーディネーターや中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒指導担当者に対して、交通事故に対する注意喚起を行ったり、児童生徒に指導すべき内容について具体的に伝えたりしながら再発防止に努めてきた」こと、「夏、冬、春の長期休業前には、教育委員会事務局より各学校に向けて、休業中における児童生徒指導についてという通知を年3回発出し、これをもとにして各学校が、長期休業中の過ごし方の資料を作成し、全校集会や各学級において児童生徒に指導したり、作成した資料を各家庭に配布したりして周知している」こと、「本年11月29日に各校に発出した休業中における児童生徒指導についての通知文に、道路遊びの危険性についての内容を加え、道路等で遊ぶことは危険なこと、駐車場等の車の出入りの激しい場所で遊ぶことは危険なこと等を各学校に周知し、保護者や地域と連携を図りながら、児童生徒の交通安全に努めるよう依頼した」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「行政としての指導の仕方、責任の果たし方」について御質問をいただきまして、「子どもたちには、道路での遊びということについて危険であるということの当然周知していかなければいけない」こと、「保護者や地域の方、警察等の関係機関とも連携しながら対応していく」こと、「教育委員会だけではなく、関係局とも情報を共有しながら進めてまいりた

いと考えている」ことなどを答弁いたしました。

また、「子どもが安全に過ごせるような環境づくり」について御質問があり、「各区で通学路の安全対策会議が開かれ、各区の教育担当、警察の交通課、道路公園センター等が参加して、それぞれの観点で通学路の安全対策について取り組んでいる」こと、「子どもたちに日ごろからどのように声をかけて安全意識を高めていくかということが大事なことであるため、学校と家庭、地域の方々と協力しながら対応していく」ことを答弁いたしました。

また、「公園でのボール遊び」についての御質問があり、「建設緑政局で、公園内でのルールづくりのガイドラインを整備しているの、陳情審査の趣旨については関係局にもきちんと伝え、子どもたちの遊び場ということについても議論していきたいと考えている」ことを答弁いたしました。

また、「今後は、陳情審議で議員の発言等をしっかりと受けとめた上で、通知に反映してもらいたい」こと、「図やイラスト等で、お子さんにもわかるようなものを教育委員会として作り、周知を図っていく必要がある」こと、「学校も地域からの声、保護者からの声をもっと大事にし、子どもたちの安全、命を守るということをしっかりやっていただきたい」などの御意見をいただきました。

取扱いにつきましては、「多面的に道路遊びの危険性についての取組を行い、子どもたちの安全性を確保していくこと」などから採択となりました。

次に1ページおめくりいただきまして、6ページにまいりまして、陳情第139号「ゆきとどいた教育と安心安全な給食を求める陳情」でございますが、「国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで実施するよう、意見書を提出する」ことなどを求めるものでございまして、12月19日に付託され、今後、文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

また、これに伴いまして、1枚お戻りいただいて5ページでございます、請願第40号「教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」につきましては、取り下げとなっております。説明は、以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.5でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

**【渡邊教育長】**

では、ここで10分程度休憩を入れたいと思いますので、再開は11時5分ということによ

しいでしょうか。

では、しばらく休憩いたします。

(10時55分 休憩)

(11時04分 再開)

## 9 議事事項

### 議案第63号 川崎市教員育成指標について

#### 【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

次に、議事事項に入ります。

「議案第63号 川崎市教員育成指標について」でございます。説明を教職員人事課担当課長、カリキュラムセンター室長、健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

#### 【金子教職員人事課担当課長】

それでは、議案第63号「川崎市教員育成指標」につきまして、御説明いたします。

この教員育成指標を作成することになりました背景でございますが、近年、教員の大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する目的で、平成28年11月に文部科学省より出されました教育公務員特例法等の一部を改正する法律が施行されました。その法律につきましては、参考資料1に示してございます。

この改正によりまして、教員のキャリアステージに応じた資質の向上を図る体制を整備し、新たな時代に対応した質の高い教員の確保、資質の向上が意図的・計画的に行われるよう整備する必要がございます。次の参考資料2は、その「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案の概要」を示したものでございます。

本市でも、文部科学省の指針を受けて、平成29年度に教員等育成協議会を立ち上げました。次にございます参考資料3は、その設置要綱でございます。一番表面にあります、第2条にありますように、指標の策定のみならず、教員の資質能力の向上に関すること、大学との連携や教員の養成、採用、研修に関することを、各校種の校長会、大学関係者に参加いただき協議してまいりました。次の参考資料4は、その協議会の委員名簿でございます。

平成29年度は2回の協議会を経て、次にございます参考資料5の「川崎市教員育成指標」が策定されました。今年度は、こちらの参考資料5にございます育成ステージ以前にあたります「着任時における教員育成指標」について、3回の協議会を開催し検討を重ねてまいりました。本市では「ステージゼロ」と呼んでおります。その「ステージゼロ」の指標が、次の議案第63号-1でございます。

また、併せて次にございます議案第63号-2にございます「養護教諭の育成指標」、そしてそ

の次にございます議案第63号-3「学校栄養職員・栄養教諭の育成指標」についても協議を行いました。それぞれの3つの指標につきましては、このあと御説明いたします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

それでははじめに、議案第63号-1をごらんください。議案第63号-1は、教員育成指標ステージゼロ（案）でございます。

教員育成指標ステージゼロ（案）は、本市の教員として着任時に求められる資質・能力でございます。本市の教員を目指すうえで、着任時までに、教員として必要となる資質・能力を身につけてほしいと考え、その指標を作成しております。

ステージゼロの指標は、教員養成から、採用、育成を一貫して捉えることができるよう、大学の教職課程コアカリキュラムとの関連を考え、また本市の教員募集案内のパンフレット等にも載せられている「求める教師像」を考慮した内容になっております。

はじめに、資料の左側に示しております、求められる資質・能力につきましては、着任後、本市の教員として、育成指標に基づいて、自らの資質・能力を高めていくことから、昨年度策定されました教員の育成指標であります参考資料5になりますが、こちらと基本的には同様としております。

まず、教員として求められる基礎的資質・能力と専門的資質・能力に分け、専門的資質・能力については、さらに、学習指導等、児童生徒指導等、学校マネジメントの3つに分けております。

基礎的資質・能力につきましては、これから教員として生きていくライフステージのスタートに当たり、教員として学び続ける力、人間性、社会性、自己管理能力を、今後の教員生活を意識して高めてほしいというものにいたしました。

専門的資質・能力につきましては、学校で勤務したことがない学生を含めていることから、ステージI以降の教員育成指標では、例えば、「学習指導等」では、「授業を計画・実施・改善する力」となっているものを、ステージゼロでは「授業を計画する力」とするなど、養成段階で特に着目すべきことに絞って示しております。

それぞれの資質・能力に関する指標の内容について、まず、基礎的資質・能力につきましては、「教員としての」としながらも、「社会人」として、「人間」として必要な資質・能力と捉え、大学生が自ら磨いていくことのできる指標にもなり得るものとして設定しております。

専門的資質・能力の「学習指導等」につきましては、学習指導要領等を理解し、授業の目標を明確にし、目標の実現に向けて授業づくりを行うことを示しております。さらに、教材研究を大切にし、効果的に教材や教育機器を用いることや、評価の意義や価値等、評価の趣旨として、目標に準拠した評価と、評価を指導に生かすことについての理解をしてほしいということ、そして、授業計画に基づいた学習指導案の作成ができることを求めています。

「児童生徒指導等」につきましては、子ども一人ひとりの実態把握の必要性を理解し、特別な支援が必要な子どもの存在を理解し、認め、一人ひとりに応じた指導が必要なこと、それを踏まえて、集団を成長させる指導が必要なこと、そして、それらを子どもと一緒に考え、行動すること、これらを指標として表しました。本市の推し進めるパラムーブメントの趣旨や、外国からの転入が急増し、それに伴い、日本語指導が必要な子どもも急増しているといったことと、本市の人権尊重教育であったり、支援教育の考えに基づいて作成しております。

「学校マネジメント」につきましては、学校において管理職や同僚と協働的に仕事をするものの必要性や、保護者や地域を理解し、関わるものの必要性を理解することについて示しました。そして、さらに、学校における危機管理の視点についても、子どもの安全、子どもの命を守ることの責任が教員にはあるのだということを大学の養成段階でも十分に理解してもらいたいという考えのもと作成しております。

この指標は、本市の教員を目指す人が、教員になるための資質・能力を伸ばしていこう、自ら成長していこう、そのために、どういう生活をすべきか、どういう経験をしようかといったことを考え、実践するための指針として活用できるものにしたいと考えております。

そして、本市では、この指標に示した内容を大事にしており、教員となった後も、教員としても人間としても、さらに伸ばしていくことを大事にし、毎日の教育活動や研修を通して伸ばしていくことができるよう支援していくことを示したものであり、そのことを大学の養成段階にも求めているものでございます。

このゼロステージ策定に当たりましては、協議会委員であります各大学へ足を運んで、教職課程の授業を拝見するなどして、大学関係者の方々からの意見も十分確認した上で、策定しております。

以上、着任時、ステージゼロに求める育成指標の案でございます。

続きまして、「養護教諭育成指標（案）」について、御説明いたします。議案第63号-2をごらんください。養護教諭においても基礎的資質・能力は、昨年度策定した教員育成指標に準じますが、養護教諭としての専門的資質・能力については、養護教諭育成指標を活用いたします。

資質・能力の観点につきましては、平成20年の中央教育審議会答申に示されている養護教諭の職務内容、「保健管理」、「保健教育」、「健康相談」、「保健室経営」、「保健組織活動」の5項目、これに、「危機管理」と「学校保健計画の策定」に関する内容を合わせた「学校マネジメント」の項目を加え、合計6項目といたしました。

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っております。学校保健に関する知識や技能を有することのほか、子どもの健康課題を捉える力や、それを解決するための指導力、また他の教職員や関係機関と連携する力、マネジメントしていく力等が求められております。指標には、それらの資質・能力について示しております。

この指標の活用についてですが、教員育成指標と同様に、自己の現時点における資質・能力を把握したり、自己の向上を図るための目標を設定したりすることに用います。特に養護教諭は校内で1人または2人であることから、自分の職務の振り返りをする際の目安にもなり、管理職等が養護教諭に助言をする際に活用することができます。また、各校種ごとの養護研究会等での研究推進の中で活用したり、養護教諭同士の学び合いの中で、特に若手の育成等に用いたりいたします。研修の場でもこの指標を示し、自分の目標を持ち、その実現のために主体的に学んでいくことで、養護教諭としての資質・能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

#### 【北村健康給食推進室担当課長】

続きまして、「学校栄養職員・栄養教諭育成指標（案）」について御説明いたします。議案第63号-3をごらんください。この指標の作成に当たりましては、表の下、丸印の脚注にござい

すように、栄養教諭の任用につきましては、学校栄養職員として採用し、経験と実績を積み上げた上で栄養教諭に任用替えしていることから、学校栄養職員と栄養教諭とを一つの指標の中に示しております。

栄養教諭の立場としての取組につきましては、学校栄養職員の職務に加えて、「研修・調査等」、「食に関する指導」の「個別的な指導」、「教科等」の3カ所、角丸の点線で示したところがございますが、その点を栄養教諭には求めていきたいと考えております。

学校栄養職員・栄養教諭として求められる専門的資質・能力の分類につきましては、大きく「給食管理」、「研修・調査等」、「食に関する指導」、「学校マネジメント」の4つとして、さらに、「給食管理」を「栄養管理」、「衛生管理」、「食に関する指導」を「給食の時間」、「個別的な相談指導」、「教科等」にそれぞれ分け、7つといたしました。

「学校マネジメント」につきましては、食物アレルギー、食中毒、異物混入などの学校給食に関する「危機管理」について、学校組織の一員としての対応を示しております。

本市ならではの取組といたしましては、表の下、アスタリスクの脚注に示しました「栄養教諭を中核としたネットワーク支援」がございます。本市におきましては、中学校完全給食の実施にあたり、中学校での学校給食を活用した食育等を充実するために、栄養教諭が中心的な役割を担い、学校栄養職員や中学校の食育担当者と連携してネットワーク支援に取り組んでいることから、それぞれの立場について示しております。

今後、この指標につきましては、栄養士や管理栄養士を養成している大学や専門学校等、本市の学校栄養職員を目指す方に対して、学校栄養職員・栄養教諭についての具体的なイメージを持っていただくために、また、本市におきましては、人材育成において活用してまいりたいと考えております。

#### 【金子教職員人事課担当課長】

以上、3つの説明といたしますが、チーム学校の視点から、それぞれの職種の指標を一つに示すことで、教職員が目に見える形で連携できるものと考え、参考資料6を作成し、各学校に周知してまいります。

また、教員の育成は学校だけではなく、大学の養成段階から続くもので、いわゆる「養成・採用・育成」を一貫して捉えられるよう大学・教育委員会事務局・学校のそれぞれの視点を一つにまとめ、教員の育成に取り組んでいかれるよう参考資料7を作成し、大学を含む関係諸機関に配布してまいります。

ここまで御説明させていただきましたように、教員自身が、主体的・自発的な学習者として、自己のライフステージに応じた研修の目的をその時々更新し続けながら学び続けることができるよう、教員育成指標を効果的に活用するよう努めてまいります。

なお、このことにつきましては、市内の各学校をはじめ、総合教育センターを通じまして、ホームページ等に掲載するなど、広く市民にも広報してまいります。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。内容としましては3つのところで分かれるかと思えます

が、一括して取り扱ってまいりたいと思いますので、どちらからでも結構ですが、御質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

#### 【中村委員】

63-1についてなんですけれども。大学とも連携しているということをおっしゃっていて、これは指標をつくることももちろん大事なんですけれども、指標をいかに共有して連携を図っていくかという、協議会のようなものがすごく大事なんじゃないかなというふうに思っていますので、これからもそれを積極的にしていただけるとありがたいなと思います。

それで、特にこれは大学に対してということだけでなく、例えば教育実習とか教育実習の前の事前ボランティアとかでも、川崎市を受ける子は川崎に来ていますよね。そういう子に対しても学校として、こういう意識を持って関わっていただくというのがすごく大事なのかなと思いました。

特にボランティアに関しては、「とにかく見ていなさい」みたいな感じとか、あと特別支援のお子さんのところに入っていて、直接こういうものを理解しにくいんですね、学生は。学生が、こういう意図のもとに、例えば特別支援に入っていることをわかるようにしていくことが大事なのかなと思いました。

あと、一つ要望というか。保護者や地域と積極的にかかわることということが書いてあるんですけども、他のことに関しても、多分学生はわかっているはずですね。わかっているけれどできない。あと例えば健康に関するとか、自分を律することとか書いてあって、それは大事だということはわかっているけれども、実際に働いてみると忙しくて自分の時間管理ができなくなっちゃうとかいうことがあると思うんですよね。やっぱりやってみなきゃだめだということも、いろんなことを自分で地域に出ていくとか、忙しい思いをしてみるとか、そういう実践をしていくことが大事だということ伝えていただけるといいなというふうに思います。

#### 【渡邊教育長】

周知の仕方と活用の仕方について特によくお願いします。

前田委員、どうぞ。

#### 【前田教育長職務代理者】

大変よくできていると思うんですね。一つ御質問したいのは、ステージゼロのところの一番上に「非常勤講師も含む」というふうに書いてあるんですけども、これは臨任もというふうに考えていいのでしょうか。そして、臨任や非常勤講師をこのステージゼロで資質・能力を求めるという場合に、どのような、実際これを生かす場が臨任や非常勤に具体的にどう、この辺のところを研修を深めていくのかというようなことについて、もしわかる範囲内でちょっと先ほど加配の件も来年度はないというようなことになってくると、一体このステージゼロを臨任や非常勤講師に求めていく研修の場というのは、具体的にはどういうふうに考えておられるのかなということが1点です。

それから、参考資料5のところ、学校教育目標やステージⅢの一番下に、学校経営方針等に



基づいて教育課程を編成するというふうを書いてあって、これはカリキュラムマネジメントのことを言っていると思うのですが、私が学校視察で3校ほど行った中でも、いわゆる研究冊子を見るとカリキュラムマネジメントという言葉が随分使われていたんですが、敢えて使っていないのか、何か学校マネジメントの中に含むというふうを考えるのか、大分現場ではカリキュラムマネジメントという言葉が使われているので、この指標にはこの言葉がちょっと今見た範囲内では見つからなかったもので、どうしてかなということと2点、よろしくお願いします。

**【金子教職員人事課担当課長】**

1点目につきましては、教職員人事課のほうから回答させていただき、2点目につきましてはカリキュラムセンターのほうから回答させていただこうかと思えます。

1点目につきましては、先ほど臨任のステージはどうなんでしょうという御質問でございますが、参考資料の5をごらんいただきたいと思えます。参考資料5は、平成30年3月20日に策定しておりますけれども、このステージⅠという緑色の枠の中の音符のところ、臨時的任用教員研修というふうに位置づけております。本市の場合は、昨年度、平成30年度の4月より、臨時的任用教員を学校へ送り出す前に、年度当初、入学式の前の段階で2日間かけて、臨時的任用教員研修をしております。ということから、ステージゼロとは少し内容を異にしております、彼ら彼女らは研修を受けた上で学校現場に入っていくというところでステージⅠと位置づけておりますが、非常勤講師の場合は、やはり授業の補てんということで、本市のほうで任用させていただいておりますので、その非常勤講師を集めて研修する機会というのがないことから、やはり大学を卒業した、あとは社会人経験のある教員経験のない者と一緒というところで、ステージゼロという扱いになっております。

そういう意味では、ステージゼロの着任時以降の研修をどう考えていくかどうかは、また事務局の課題ではございますが、そういう意味で臨時的任用教員については手厚く研修がなされるようになりましたので、これは来年度以降も続けてまいりたいと考えております。

**【前田教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

**【鈴木カリキュラムセンター室長】**

2つ目の御質問、カリキュラムマネジメントのことでございますが、カリキュラムマネジメントという言葉は急に出てきた言葉ではなく、もともとあった言葉だと思うのですが、新学習指導要領の中で大きく取り上げられている言葉です。

ですから、このカリキュラムマネジメントという言葉を使うと、ある限定した言葉と捉えられかねないなというところが考えたところでございます。

例えば、そのほかにも主体的・対話的で深い学びとか、そういう言葉も今多く使われているところですが、この指標の中には登場してございません。これも、時代によって変わる言葉かもしれないということや、やはり、今この新学習指導要領の中だけで取り上げられかねない言葉ということもありまして、大きな意味で捉えるよう、マネジメントという言葉、学校マネジメントというふうに考えました。

また、カリキュラムマネジメントというと、印象ですけれども、何か教務主任の先生であるとか、管理職であるというふうに捉えられかねないんですが、そうではなくてステージⅠから、新任の先生であっても学校の中で自分がやるべきマネジメントがあるんだということを考えていただきたい。

例えば、学級であってもそうだし、例えば委員会活動であるとか中学生であったら部活動とか、そういうふうに小さなところでも、それぞれのマネジメントをそれぞれの立場で先生方がしなければいけないということ、そのようなことをイメージしたいというふうに考えて、カリキュラムマネジメントという限定した言葉ではなくて、学校マネジメントという言葉で表させていただいております。

以上です。

**【前田教育長職務代理者】**

よくわかりました。ありがとうございました。

**【渡邊教育長】**

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

栄養職員・栄養教諭と、あと養護なんですけれども、こちらはどちらも学校に一人とか少ないですよ。一人でいると、なかなかもちろん自分で研修していくことも大事なんですけれども、育っていきにくいというところがあると思うんですけれども、その辺はどのように考えているのかということ。

ネットワークを組んで業務をしていくということは書いてあったんですけれども、研修のあり方も、その学校の中の先生方との連携ももちろん大事ですし、同業者間でのネットワークで学ぶことも大事だと思うんですけれども。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

学校栄養職員と栄養教諭についてなんですが、委員がおっしゃるとおりに、各学校に1名いない状況でございます。もちろん、研究会の中で、それは小学校教育研究会というのがあるのですが、そちらで部会というところで毎月のように集まって、食に関する指導等についてどうやっていくかというのを皆で共通理解するような場もありますし、先ほどのネットワーク、栄養教諭が中心としてというネットワークなんですけど、やはり学校、今年度は特に中学校に向けての支援という点では、その中学校を卒業して出ていく、小学校の学校栄養職員も含めて中学校と連携を持ちましょうということで、それを学校栄養職員・栄養職員の連携を含めて地域の学校も含めましょうというような連携をとれるようにしております。

学校の中では、やはり特に学校給食を安全に提供するというような大きな役割がございますので、そこは本当に全職員で、食育もそうなんですけれども、特に学校給食を安全に出すところでは、学校全体で他の先生方と一緒に携わっていくという点で、日々学校の中では他の教員との連携というのは、特に養護教諭ともアレルギーのことはございますので、勉強していくよう

にということをやっているところです。

ただやはり、人間関係を築いていかなければいけないというところでは、経験が少ない職員に対しては、特にそこは管理職の方にも、先生方にもフォローしていただきたいということで、今回ここにも少しそういうふうなところでの思いも伝えていきたいと考えております。

以上です。

#### 【金子教職員人事課担当課長】

併せて養護教諭につきましても、これを作成するに当たりまして、各養護教諭の研修等を視察をさせていただく中で、各区のレベルですけれども、総括教諭の養護教諭が自校に若い経験の少ない教諭を集めまして、自分のところの保健室を開放し、そこで保健室経営などを研修しているというふうに聞いております。

今までそれは経験値のところをやっていた部分もあろうかと思うんですが、この指標ができることで、具体的に目に見える形で示すということで若手を取り組んでともに研修できるかなというふうに考えているところでございます。

#### 【中村委員】

ありがとうございます。研修制度もすごく考えていただいてありがたいと思うんですけど、あとは、研修があっても、忙しくて出られないということが多いので、そういうことがないようになしていただけるとありがたいと思いました。

#### 【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがでしょう。

岡田委員から。

#### 【岡田委員】

ありがとうございます。とても素晴らしいものができあがっていて、いいなというふうに思いました。更にちょっと教えていただきたいんですが、国は今「ソサエティ5.0」に向けた、つまり超スマート社会に向けた新しい改革を進めようとしています。そこを踏まえていくと、例えばここに示されているこの指標の、さらに簡易指標という言葉でいいんでしょうかね、例えば各大学がやっているGPAが少なくとも3.0以上は大学で納めておいてほしいとか、また私の大学ではコンピテンシーテストというのをやって、入学の段階と卒業の段階でコンピテンシーがどう変化しているかというのをとっているんですね。それは大学の教育自体の指標にもなるんですけども。

例えばそこで、コンピテンシーテストの幾つ以上とかというのは、いわゆるここに示されたものの更なる簡易指標みたいなものが何かお考えになっているのかどうか、それをちょっと教えてください。

#### 【金子教職員人事課担当課長】

現在のところはそのような考えはないんですけど、各大学にこれを御案内をしていく中で、

やはり川崎市の場合は全国から教員を求めているという背景もございまして、今回協議会は、川崎市に非常に学生さんが力を尽くしていただいている8つの大学に協議会に参加していただいておりますが、全国数多くの大学から教員の採用をしていることから、なかなか一律のというか、一つの目標値みたいなものがなかなか設定しづらいんですね。そうかといって、これは平均点ではないんですけど、開放制の教職課程の大学であっても、あるいは教育学部で専門的に教員養成をしている大学であっても、やはりこの指標については川崎市は大事にしていきたいというところで、まずは何年か様子を見ていきたいというふうには考えているところでございます。

**【岡田委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

では、小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

単純にちょっと教えてほしいところなんですけど、63号の1のほうで構わない、1の何番でもいいんですけど、学校マネジメントのところの下の方の表にあって、組織を意識できる力というふうになっていて、学校組織や校務分掌、学級担任の役割や云々というふうになっているんですけども、この学校組織という言葉だけで、例えば学級は書いてあるんですけど、学年とかというのはイメージできるものなんですか。

**【金子教職員人事課担当課長】**

そこは非常に難しいところかなというふうには感じています。大学のほうに伺って、教職課程の授業などを学級経営とか見せていただいたりした中で、学生さんの感想の中にこういうのがございました。大学で学校の組織、例えば教務主任というもので、生徒指導主事とかというふうに習ったけれども、実際学校に行ってみないと教務主任の意味がわからなかったんですね。はじめて自分の教育実習のお世話をしてくれた先生が教務主任であり、そして自分が小中学校時代を振り返ってみると、あのとき卒業式で司会をしていた人が教務主任の先生だったなということが学校現場に入って、教育実習、3週間、4週間やってはじめてわかったというようなお話も学生さんのほうから、私が聞き取ったのではなくて授業の交流の中で出てきたものを聞かせていただく中で、そういうやりとりがありました。

そう考えますと、この文言だけでは不十分なのかなというふうに思いますが、一つの指標で示すことで学生さんたちに、学校はチームでやっているよと、組織でやっているよということが伝わり、川崎の教員となったときに、実際に学校現場でそれを実感していただくのも大事なのかなというふうに考えているところでございます。

**【小原委員】**

そうですか。感覚的に、学校という大きな先生たちの集まりの組織で、学級担任という個の感覚になっていて、その間にある学年という、一つのチームみたいなものっていうのはないので、

ポツンとここは抜けているのかなというような感じがするんです。

学年というチームがあって、学校という組織があつてっていう感覚で僕は捉えていたので、そのこの2つの関わりがきちんとあるんだというところは、この時点でわからないと、あれなのかなと。勘違いするかなと。学校という大きな組織の中で役割分担とかがあつたとしても、学年という一つのくくりということも、学校の中では実際にあるわけですよね。その辺が、この中で示せないというのは、ちょっと難しいところもあるかもしれないんですけど、重複しているとか、いろんな関係の組織になってくるところを理解したほうがいいのかなと。

単純な学校という組織という感覚ではないんだよということも、やっぱり理解しておくべきなのかなというふうには思うんですね。ステージゼロの課題で見ると。そこは、このままでもかまわないですけども、どこかで含ませておかないといけないかなという気はするんですけどもね。

#### 【渡邊教育長】

これはおっしゃるように、学校って一つのまとまりではなくて、校務分掌で考えれば、様々な組織がございますよね。その中で、学年というものも一つの位置づけとしてあるわけですので、学校組織という言葉の中に、今、お話あつたように様々な要素を含んだ中での学校組織だというふうには思うんですね。そのあたり、具体的には学生さんには様々なところでいろんな校務分掌という形で役割分担しながら、教員が学校を動かしているんだというのを理解していただくことがあるんじゃないかとは思いますが。

#### 【小原委員】

もし書けるのであればそれは、書けないなら書けないでそれは構わないですから。

もう一つあるのは、63号-3のほうの学校栄養職員と栄養教諭のところなんですけれども、ここでステージⅠのところの学校マネジメントのところ、ここがステージⅠの状態に対応に関することが書かれているんですけど、ステージⅡから上というのは予防に関することも書かれているんですね。この辺って、ステージⅠの状態でも予防のことも書かなくていいのかどうかということなんです。

#### 【北村健康給食推進室担当課長】

予防ということは、確かに大事でありますし、基本になる内容になります。ステージⅠの場合は、採用から1校目までなので、3、4年ぐらいの方を対象とするんですけども、その場合やはり、予防も大切なんですけど、まずは対応、何かあつたときに回避するための対応というところで、予防も含めているということで文言的にはしたのですが。そういうような感じで、回避に向けて対応という言い方が予防という防止みたいな文言ではないんですけども、それも含めてという意味での文章にさせていただきました。

#### 【小原委員】

この文章だけでとってしまうと、文章だけが先走りして、取り敢えずこのステージⅠの状態だったら、対応をきちんとしなさいということが求められているというふうにはしか思わないんですね。本来は、ここから読み取ってひっくり返して、対応しなくて済むためにはどうしたらいいか

というのが予防につながってくると思うんですけども。

これで漠然とぼんと出されてこれでというふうになると、ちょっと怖いかなと。1校目の状態で、対応をしっかりしましょうと。食中毒とかいろんな対応をしっかりしましょうというだけの答えになりかねないので、そこはもしかしたら、これを説明するときにきちんと含んで言っておかないといけないことなのかなというふうに考えています。すみません、そこはよろしく願いいたします。

**【金子教職員人事課担当課長】**

活用の仕方という中で捉えていきたいなというふうに思いますが、ステージⅠ、ステージⅡ、ステージⅢとあわせて資料を示していますが、これがステージⅠだけが単独、ステージⅡだけが単独で捉えられないように各学校ではステージⅠの先生方であっても、ステージⅡ、ステージⅢのところを見て、自分がこれからどういうふうに成長していくか。まずはここをやらなければいけないんだけど、このあとこういうこともやっぱり大事にしていかなければいけないんだということを捉えられるよう、活用の仕方というところで研修などにもそれができると思います。

**【小原委員】**

お願いします。

**【渡邊教育長】**

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

先生方を採用するときにもう、ステージゼロのこういう資質とか能力を備えている方は着任時までに、それがそれなりのレベルまで達しているであろう人を選んでいくっていうような、これがそういう指標になると思うんですけども、その先生たちの選び方、試験ですとか面接とかあると思うんですけど、その中で今までのやり方でこれが書かれるのか、もし、その方法自体にこの指標を反映するのに何かしら改善とかっていうものが必要であれば、そこは見直していただいて、この指標が反映されるような採用方法をとっていただきたいというか、準備していただきたいなというふうに思いました。

要望です。

**【渡邊教育長】**

養成、採用、研修が一連のものとしていくようにしようということは言われてはいるんですが、ただ大学さんでそれぞれ学ぶ内容については、同じテーマであっても中身が違うということもありますので、せっかくこういう指標をつくりましたので、それを反映した採用のあり方というのは当然必要だとは思いますが、具体的にこれの一つひとつ潰すような形で調査を行うというのは現実的にはかえって難しくなってしまうし、特定の大学さんに何か有利に働くような形のものに思われてしまってもおかしなことになりますので、そこは少し全体的な捉え方のほうがよろしいのかなとは思いますが。

このようでもよろしいですか。

**【高橋委員】**

実際に、教育委員として面接をやらせていただくに当たって、これを参考にしながら先生方との面接等も来年度以降させていただくことになると思うんですけど、そのときにこれをどういうふうにやったらいいのかなというのが、自分で処理し切れるのかなというのがちょっと不安があったので、このあたりのところもまた御相談させていただきながらということでもよろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

それでは、一通りいただきましたがよろしいでしょうか。

では、ただいまの議案第63号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第63号は原案のとおり可決いたします。

**議案第64号 「川崎大師引声念仏・双盤念仏」の川崎市重要習俗技芸の指定について**

**【渡邊教育長】**

それでは次に、「議案第64号 『川崎大師引声念仏・双盤念仏』の川崎市重要習俗技芸の指定について」でございます。説明を文化財課長をお願いいたします。

**【服部文化財課長】**

「議案第64号 『川崎大師引声念仏・双盤念仏』の川崎市重要習俗技芸の指定について」、御説明いたします。

はじめに、川崎大師大本堂で行われた引声念仏の実際の様子を撮影した動画がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

(パソコンにて動画再生 30秒)

**【服部文化財課長】**

それでは、内容について御説明をいたしますので、議案書をごらんください。本議案は、「川崎市文化財保護条例」第2条第1項第2号の規定に基づき、「川崎大師引声念仏・双盤念仏」を川崎市重要習俗技芸に指定するものでございます。

保存団体は「川崎大師双盤講」、所在地は「川崎市川崎区大師町4番48号」でございます。

続きまして、これまでの審議の経緯などにつきまして御説明いたしますので、資料1をごらんください。資料1は指定申請書でございます、2ページ以降は「川崎大師引声念仏・双盤念仏」の概要などをまとめた指定調書のほか、川崎大師双盤講の講員名簿や、参考となる写真が添付されてございます。

1ページにお戻りください。申請人である川崎大師双盤講、講元、田辺照雄様から平成30年10月20日付けで教育委員会宛に指定申請書が提出されたものでございまして、表の中段、指定を申請する理由でございますが、「川崎大師引声念仏・双盤念仏」は、川崎市域で唯一現存しておる双盤講である川崎大師双盤講により保存・継承されており、特に引声念仏は全国的にも現存する例が少なく、その歴史も明確であり、川崎市域の仏教行事・仏教芸能を考える上で重要な存在であるとするものでございます。

続きまして、資料2をごらんください。教育長から文化財審議会会長への諮問書でございます、平成30年11月13日開催の教育委員会臨時会での審議結果に基づき、諮問したものでございます。

続きまして、資料3をごらんください。平成31年1月11日開催の文化財審議会で審議を行った結果、「川崎大師引声念仏・双盤念仏」は市重要習俗技芸にふさわしいものとされ、教育長あてに答申をいただいたものでございます。

文化財審議会では、川崎市域で現存している双盤講である川崎大師双盤講により保存・継承され、また、活動の継続性と、地元の方々によって取り込まれている点が特長で、多くの講員によって確実に世代交替しながら継承されていることが評価されております。

資料の説明は以上でございます。本日、御審議いただき、市重要習俗技芸の指定について決定をいただきましたら、川崎市公報に指定に関する告示を行い、併せて、所有者等に通知する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

はじめにどういうものかごらんいただきましたけど、よろしいでしょうか。

それでは、議案第64号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは議案第64号は原案のとおり可決いたします。

**議案第65号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について**

**【渡邊教育長】**



次に、「議案第65号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、教育改革推進担当課長にお願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「議案第65号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回制定する規則の概要につきまして、教育改革推進担当課長から御説明申し上げます。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

それでは、「学校運営協議会規則について」御説明いたします。

はじめに、学校運営協議会制度につきましてでございますが、議案第65号資料1ページの「1. 制度の趣旨及び概要」をごらんください。学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現することを目的として、平成16年度の地教行法（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）の改正によりまして制度化された仕組みでございます。

本市では、その趣旨に沿いまして、「川崎市学校運営協議会規則」を定め、平成18年に施行いたしました。その後、平成18年度中に4校、20年度中に4校、そして、27年4月1日より2校が、それぞれ学校運営協議会制度を導入し、現在「学校運営協議会設置校」、いわゆる「コミュニティ・スクール」として10校が取組を重ねております。なお、各校の指定期間につきましては、資料の3ページにありますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続いて、平成29年の地教行法改正についてでございますが、その背景には、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題がますます複雑化・困難化する中、こうした課題を解決し、子どもたちが未来を創造力を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていくことが一層求められることがございます。

そこで、学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について更なる活動の充実と設置の促進を図る必要があることから、見直しが行われ、地教行法が改正されました。

さらに、学習指導要領の改訂の柱である、「社会に開かれた教育課程」、教職員の働き方改革にも通じる学校運営支援体制の充実を目指す「チーム学校」など、学校と地域の連携・協働の重要性がより一層求められている現状もございます。

次に、「2. 平成29年地教行法第47条の6の主な改正事項」についてでございますが、こちらは資料4ページの表を用いて説明いたしますので、そちらをごらんください。

1つ目に、「学校運営協議会の設置を推進」するため、設置者である教育委員会に対しまして、協議会設置が努力義務化されました。

2つ目に、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2つ以上の学校について1つの協議会を置くことが可能となりました。

3つ目に、これまでの学校運営に関する協議に加えて、学校運営への必要な支援に関する協議が加えられました。この協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営へ

の支援活動が円滑に実施されるように、その協議結果の情報を地域住民等に提供して、理解と協力を得るためのつなぎ役を担う「学校運営に資する活動を行う者」が必置の委員として加えられました。

4つ目に、学校運営協議会委員の任命に関して学校運営の責任者である校長は、自校の運営の現状や課題等に照らして、教育委員会に意見具申できることが明文化されました。

5つ目に、職員の任用に関する意見について、どのような事項を協議会による意見申し出の対象とするかについて、教育委員会規則で定めることができるとされました。

6つ目に、協議会設置の努力義務化に伴い、教育委員会は、協議会の運営が適正を欠く場合には、指定の取り消しに代えて、その適正な運営を確保するために必要な措置を講じることが加えられました。なお、資料の5ページに図も載せておりますので、あわせて後ほど御参照ください。

それでは、再び資料1ページにお戻りいただきまして、「3. 川崎市学校運営協議会規則の主な改正事項」をごらんください。ただいま御説明申し上げました地教行法第47条の6の改正事項とその趣旨を踏まえまして、本市におきましても、それぞれの地域や学校の状況に応じたより充実した取組が促進されますよう、川崎市学校運営協議会規則を改正するものでございます。

また、学校運営協議会委員の任期につきまして、3年から1年に変更いたします。冒頭で御説明したように、学校の抱える課題がますます複雑化・困難化する中、学校運営並びに学校運営への必要な支援に関する協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるためには、その課題に応じた適任者を選ぶことが必要であることから委員の任期を1年とし、再任を妨げないことといたします。

次にページをおめくりいただきまして「4. スケジュール」をごらんください。これまで、現在のコミュニティ・スクール10校を訪問いたしまして、新規則及びその趣旨に沿った学校運営協議会の組織及び学校運営支援の充実に関する説明を行い、御理解をいただきました。また、新規設置を求めている学校への訪問と設置に向けた支援をあわせて行っているところでございます。

そして、改正した川崎市学校運営協議会規則の公布・施行後には、2月13日のコミュニティ・スクール・フォーラムにおきまして、全ての市立学校に新規則に基づく学校運営協議会について説明いたしますとともに、3月の教育委員会会議におきまして、学校運営協議会の新規設置及び学校運営協議会委員の任命について審議していただく予定でございます。私からの説明は以上でございます。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の6ページをごらんください。制定理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会における協議に学校運営への必要な支援を加えること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で条項の移動や文言の整理以外の実質的な改正箇所を御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第2条の改正は、学校運営への必要な支援を協議会の協議の対象に加えるものでございます。

第3条の改正は、協議会を置く学校の指定制度を廃止し、協議会の設置を努力義務とすること及び相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2以上の学校の運営に関し、1の協議会を設

置することができることとするものでございます。

1枚おめくりいただき、8ページにまいりまして、第5条の改正は、対象学校の教職員の任用に関する意見の範囲を定め、協議会が教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するとするものでございます。

第7条の改正は、対象学校と保護者、地域住民等との連携及び協力を推進するため、協議会は、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるとするものでございます。

1枚おめくりいただき、9ページにまいりまして、第9条の改正は、委員に新たに対象学校の運営に資する活動を行う者を加え、委員の任命に関する校長の意見具申を定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、10ページにまいりまして、第11条の改正は、委員の任期を3年から1年に変更するものでございます。

1枚おめくりいただき、11ページにまいりまして、第17条の改正は、協議会の設置が努力義務化されたことによる指定制度の廃止に伴い、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を定めるものでございます。

続きまして、この規則の附則について御説明いたしますので、恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

第1項は、この規則の施行期日を公布の日とするものでございます。第2項は、改正前の規則により指定された協議会を改正後の規則により設置された協議会とみなす経過措置を定めるものでございます。第3項は、第2項の経過措置の適用を受ける協議会の委員について、その任期を改正前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする経過措置を定めるものでございます。第4項は、この規則を引用している川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則について、引用条項の整備を行うものでございます。

議案第65号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。御質問等ございましたら、お願いいたします。  
高橋委員から。

#### 【高橋委員】

資料の1ページの一番下で、学校運営協議会委員の任期の変更で3年から1年となっているんですけど、そもそもどうして3年だったかということをお教えいただきたいのと、この3年が1年になった理由をお教えください。

#### 【田中教育改革推進担当担当課長】

そもそもこれまでは、学校からあるいは地域から学校運営協議会設置の申請を受けまして、教育委員会として指定をするという形でありました。その指定の期間が3年と定めておりましたので、その指定期間にあわせて委員を任命しておりました関係で、これまで3年となっております。

1年になりました理由といたしましては、その裏返しということになるんですけれども、これまで指定期間3年というものがなくなりましたので、基本的に1度設置いたしました学校につきましてはずっと設置校、コミュニティ・スクールとして取り組んでいただきますので、それぞれの委員さんにつきましては、年度年度で改めてこちらに申し出ていただいて、就任いただくという形にしているところでございます。

**【高橋委員】**

わかりました。

**【渡邊教育長】**

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

今回の改正は地教行法の改正に伴うもので、これはわかるんですけれども、川崎にはもともと中学校区とか、市の行政区にも地域教育会議があったと思うんですけれども、それとの関係はどうなるのかということをお伺いしたいです。私の感覚だと、今まではコミュニティ・スクールの委員というのは、その学校に対するものだけだったんですけれども、この改正によって複数校でできることになったわけですね。そうすると、何か似ている感じがしてくるんですけれど、どういう位置づけになるのでしょうか。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

学校運営協議会につきましては、学校運営あるいはそれに資する活動、支援ということでございますので、基本的に学校教育のものというふうに捉えております。

一方、地域教育会議につきましては社会教育の視点をかなり加えた形になっておりますので、その辺の役割分担につきましても、この機会に改めて見直しを図りまして、担当しております生涯学習推進課とも連携しながら、それぞれの仕組みについて改めて整理をしていきたいと考えているところではございます。

学校運営協議会については、あくまでも学校運営に資するものだということで、委員の重複等につきましても、やはり地域の方々の御負担になる部分もあろうかと思っておりますので、その辺につきましても、地域の方々の御負担にならないように、あるいはそれぞれの取組が一緒になってしまわないように考えてこの整理を図っていききたいと考えているところでございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいですか。

他の委員からはいかがですか。

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

これは大きく、漠然とちょっとお聞きしたいんですけど、学校がこれから、ほとんどがこうい

うコミュニティ・スクールになっていくということなんですか。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

法律としてはその努力義務化が教育委員会に課せられているわけですが、努力義務化が課せられたので、とにかく全部コミュニティ・スクールになりなさいというふうに進めていくのではなくて、やはりコミュニティ・スクールになっていくことによって、こんなふうに学校運営がよりうまくいくようになった、子どもたちの育ちがうまく支えられるようになったという例を共有しながら広げていきたいというふうに考えております。

また、方向としては法改正も行われておりますので、コミュニティ・スクール化に向けた取組は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**【小原委員】**

もう一つお聞きしたいんですけど、このコミュニティ・スクールになっていくということに関して、負担が増えませんか。教職員の負担が。評価がまるっきり違いますよね。結構難しい評価をするんじゃないですか、普通のコミュニティじゃないところと比べたら。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

学校運営協議会を設けたことによって、設けなかったときよりも評価が厳しくなるというふうには考えたくないと考えております。つまり、より主体的に委員さんには学校運営に参画をしていただくわけではございます。その分やはり、主体者として委員さんに運営に加わっていただきますので、評価が厳しくなるというよりは、より一層地域とともにある学校づくりが進められるというふうに考えておりますので、それによりまして、学校、教職員の負担が増すということはないかなというふうには思っています。

あるいは、そういうふうにならないように考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

**【小原委員】**

これになることによって、要するに事務仕事が増えるとか、そういうことがないのかということが聞きたいことであって、あと、場合によっては教員を辞めさせる権限があるのかなのかとか、そういうことに関して、ものすごく地域の人がこういう委員になったりとか、学校の運営に資する活動を行うものという漠然な話になってきているんですけど、こういう人たちが、そういう権利を持つのかとかということが、ものすごく懸念があるんですけど、僕は。その辺はどうなんでしょうか。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

まず、事務量が増えるかどうかということですがけれども、新しい協議会ができるということになれば、それについて全く事務量が増えないわけではもちろんないです。ただ、先ほど来、申し上げておりますように、学校運営に資する協議を行っていただきますので、別の部分でこれまでかかっていた部分が軽減されるということは起こってくるというふうに考えております。

それから、教職員を辞めさせるというお話ですけれども、先ほども御説明いたしましたように、どうもそういう誤解がこれまであって、そうではないんだよということが今回、地教行法の改正の中でも趣旨の中に加えられております。

本市におきましても、校長がこういう学校運営をしたいということについて承認をし、その承認をした学校運営の方針に沿った教職員を集めたい、そういう方向によくしてほしいというような、そういう意見を出せるというふうにしておりますので、辞めさせるというようなことについては、基本的にはできないというふうにしていただいております。

**【小原委員】**

ですね。

あとは、気をつけなきゃいけないのは、学校の方針を渡したときに承認をしなければいけないじゃないですか。その承認でひっくり返すことができる可能性はあるということですね。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

もちろん、協議会の中で協議していただきますので。

**【小原委員】**

そういうことはあり得るということですね、これから。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

ひっくり返すといいますか、協議をしていただくということですね。ですので学校長が提案したのについて御意見をいただく中で、学校長が意見を変えていくということは当然あるかと思っております。

**【渡邊教育長】**

学校長が出したものをひっくり返されるような運営をされては困るわけであって、そもそもそうならないようにどのような学校運営協議会と学校とが理解をし合っていくということですね。そうならないと、むしろ心配されるような事態が生まれてしまうわけですので、そこは本市の場合には、学校長の一定の権限もつけてありますので、運営協議会だけが暴走することはないだろうと思っておりますし、そうなりますと、もう運営協議会はいらないという学校にほとんどなってしまうわけですので、それでは先ほど説明があったような趣旨を生かした学校運営になりませんので、将来的には、全校がこれならば学校運営協議会を設けたいというふうに願って、時間がどのくらいかかるかわかりませんが、将来的には全校でもそういう形になることを目指しておりますので、先ほどの御心配にならないようにしていきたいなと思っております。

**【小原委員】**

僕が感じているのは、保護者や地域住民やこの運営に資する活動を行うものというところの人選がすごく大事だと思う。ある意味やはり、それなりの権力みたいに、権利を持つ人たちですから、かなり気をつけていかないといけないのかなと。もちろん、さっき教育長がおっしゃったと

おり、学校の提案をひっくり返されるようなことがあってはならないというか、そういうのはしないとは思いますが、人によっては、私はそういう立場の人間だというようなことを示す人もいらっしゃるから、そこはやはり気をつけて選んでいかなければいけないのかなというふうには、私は思っています。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

幸いこれまでの10校では、そういったことはなかったですね。また、ぜひ今、委員がおっしゃったようなことは大事にさせていただかなきゃいけない点だとは思っています。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

ちょっと小原委員の意見につながるところがあると思うんですが、実際に小学校の保護者としてコミュニティ・スクールについて、自分もまだちょっといわゆるPTAとか、地域教育会議とか、もともとあるものとの整理がなかなかついたらついても、考えるとちょっと混乱してしまう部分があったりもしますし、周りの保護者の方とか地域住民の方で、コミュニティ・スクールということを理解している方というのは、なかなかやっぱりやっていない学校では多いというか、コミュニティ・スクールリテラシーみたいなものが、ほとんどない状況なのかなというのが、とても心配をしているところで、進めていくに当たって、まずそういう学校運営協議会の委員になってくださるような人材を発掘するとかですね、また学校と協力して進めていくというところで非常に難しいところがあるかなと思っているので、そのあたりをなかなか周知していくというところも難しいと思うんですけども、学校の先生方にももちろんですけど、地域の方ですとか保護者の方にどうやって理解をしてもらうのか、協力を仰いでいくのかということがある意味、一番大事なところだと思うので、そこをよく考えて進めていただければなというふうに思っています。

よろしくお願いします。

#### 【渡邊教育長】

本市の場合に、御存じかと思いますが、学校教育推進会議というものを、運営協議会を設けていない学校でも全て置いているんですね。これは制度的には学校評議員制度を会議体にして全校に設けていますので、人材といいましょうか、そのあたりの方々もこれからも教育していかれるということもあるだろうし、学校教育推進会議の経験なども、うまくここにつながっていけばいいなとは思っていますので。

#### 【高橋委員】

残念ながら、現役の保護者としては何かその会議の存在を知っているのも役員経験者とか、PTAの活動をかなり積極的にされた一部の方とかということにやっぱり留まっちゃっている中で、そういう中でこの取組とかをどんどん進めても、そもそも多くの保護者とか多くの地域の方は置いてきぼりになって、一部の方々だけが進めているみたいなふうになってしまったら、非常

にさっき言われた、小原委員の言われたような懸念事項とかが出てきてしまったりするので、やっぱりたくさんの方に情報周知ということ、改正の中にも入れていただいているんですけど、やる前にもうたくさん情報を出していただいて、土壌をつくるということを大事にさせていただきたいです。

**【渡邊教育長】**

小原委員。

**【小原委員】**

これにかかわる話じゃないですけど、コミュニティ・スクールで思い出したことが一つありまして、これをする事によって、PTAとの関係性があるって、優良PTAとかの審査とかにコミュニティ・スクールが上がってきた場合、コミュニティ・スクールが実施していることになってしまって、PTAの評価として評価されないときが出てくるんですね。主体となっているかかっていないかということになると、突き詰めるとコミュニティがやっていることであって、PTAが実際は動いているけど、コミュニティが主催という形になっていることになって評価ができなくなってしまうときがあるんですね。僕はPTAの、その優良PTAの審査をしたときに、どう評価するんだというところがものすごく難しかったときがあるんです。

なので、コミュニティ・スクールが増えるのは、それはそれで構わないことなんですけれども、そうなったときに、優良PTAとかって、PTA活動をしている人たちをどう審査するのか。これは多分生涯学習のほうだと思うんですけども、そこをちゃんとある程度、目安をつくっておかないと、増えていって、コミュニティ・スクールがそういう優良PTAみたいな形の対象になったときに評価できないとか、審査ができないときがあるので、そこはちょっと気をつけていただければと思います。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

先ほどの地域教育会議でも申し上げましたけれども、学校運営協議会はあくまでも協議会でございまして、実行部隊ではありませんので、それも含めて整理をきちんとしていきたいというふうに思っております。

**【渡邊教育長】**

前田委員、どうぞ。

**【前田教育長職務代理者】**

私はコミュニティ・スクールが最初スタートしたときに非常に少なく、教育委員会の方針として、今後、特に増やすというような考えはないということを実役のときに伺っていたんですけど、方針転換ということで、私は賛成なんですね。

その理由はですね、やはり市町村教育委員会協議会に一昨年出たときに、他都市でもいわゆる部活動の問題とか出たときに、コミュニティ・スクールが解決の手段になるという報告を聞いたんですね。



そしてやはり本市の状況も考えると、部活動の問題とか先生方の働き方改革を考えて、その中で出てきた意見がやはり地域、保護者の理解が必要だというような意見が出ていたと思うんですね。やはりコミュニティ・スクールの学校運営協議会を設置することによって、地域の人や保護者の理解の考えを吸い上げながら、部活の問題や働き方、先生方の働き方改革についても理解を得ながら進めることができると思うので、これはとてもいい方向ではないかなというふうに考えております。

一点、1ページの2の複数学校についてというところで質問したいんですが、今まで小中の連携教育とかやってきてこれ、小中も認めるのか、小中なのか中中での複数なのか、その複数学校というのが、一体具体的にはどういうものなのかちょっとイメージがわからなかった。もし、小中もいいとなると、小中連携教育との今までの取組がどうなっていくのかなって、ちょっと教えていただければと思います。

**【田中教育改革推進担当担当課長】**

小中もありというふうに考えております。小中連携教育、小中一貫教育に通じる部分が学校運営協議会にありますので、それこそ地域で9年間どういう子どもたちを育てていきたいかということ十分に御協議いただいて、その協議に沿った形での学校運営をしていくということになりますので、小中ももちろんありだというふうに思っていますし、小中もありかというふうに思っています。

これまで、委員さんがいろいろな会議に参加して下さって、小学校の会議、中学校の会議にも行くというようなことがありますので、別々に学校運営協議会を設置いたしますと、地域の方の負担も増えてしまうことがあるかと思っておりますので、その辺も含めて小中での連携ですとか、小中も含めて複数のということで、中中は今のところ、ちょっと地域が大きくなり過ぎてしまうかなというふうには思っておりますが、もし申し出がございましたら、そこは検討していきたいと思っております。

**【前田教育長職務代理者】**

とてもよいと思っております。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいでしょうか。

それではただいまの議案第65号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第65号は原案のとおり可決いたします。

**【渡邊教育長】**

それでは傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定しており、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

**10 報告事項Ⅱ**

**報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について**

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 6 は承認された。

**11 閉会宣言**

**【渡邊教育長】**

本日の会議はこれもちまして終了いたします。大変お疲れさまでした。

(12時29分 閉会)